

はじめに

教育基本法においては、教育の理念を「豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」と「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育の推進」とし、教育の目的を「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者としての国民の育成」としています。

三鷹市教育委員会は、この教育基本法の実現に向けた責務を自覚し、個人と社会のウェルビーイングの実現に向けて、「人間力」と「社会力」を主体的に発揮できる子どもたちの育成を目指して、全市でコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱に、学校・家庭・地域との連携・協働による学校教育を推進しています。また、市長部局と連携し、「人生100年時代」において、一人ひとりの市民が各々のライフスタイルやライフステージに合った生涯学習活動を通し、生きがいの発見や自己実現を図るとともに、生涯学習の成果を活かした地域での活動がまちへの愛着や住み続けたい魅力あるまちづくりへと繋がることを目指しています。

本書『三鷹の教育』は、三鷹市教育委員会の主な施策・事業を統計資料とともにまとめた教育委員会の事業概要です。

令和8年度は、三鷹市のコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育導入20周年にあたり、記念フォーラムを実施し、三鷹の教育のこれまでの歩みを踏まえた更なる進化について、学校、保護者、地域の協力者の皆様とともに考えます。また、学校や子どもたちを縁としたつながりであるスクール・コミュニティを広げ、学校を地域の共有地（コモンズ）として、子どもたちと地域の大人たちがより一層活用できる「学校3部制」の推進に向けて、学校施設の地域開放等を担う運営組織の設立に向けた検討を進めます。

長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援と学校内での安心できる学びを推進するため、8年度から校内別室を「校内支援教室」に改め、校内支援教室支援員の配置を小学校全校と中学校2校に拡充するとともに、8年4月に開設した自閉症・情緒障がい教育支援学級を円滑に運営するための体制づくりに取り組みます。

安全安心で快適な学びの環境整備については、学校3部制に対応した施設整備を目指す中原小学校の建替えに向けた実施設計に着手し、他の学校においても、老朽化対策としての改修工事等や学校空調設備の更新、照明設備のLED化などを計画的に進めます。

図書館においては、子どもが本に親しめる環境の創出と地域の読書活動の推進のため、7年度に子どもブックスポット事業を開始しました。8年度は学校図書館の地域開放を拡充し、子どもたちの学習スペースとしての学校図書館の活用についても推進していきます。

今後も、市民の皆様との協働によって、教育行政の一層の充実・発展に努めてまいりますので、三鷹の教育へのさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

三鷹市教育委員会

教育長 松永 透

目 次

1 三鷹市教育ビジョン	
～三鷹らしい教育の実現～	1
2 コミュニティ・スクールを基盤とした	
小・中一貫教育の充実と発展	4
3 スクール・コミュニティの発展	11
4 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを	
育てる教育内容の充実	14
5 三鷹らしい特色ある教育活動の推進と	
多様な学習機会の提供	21
6 学 校 行 事	24
7 生活指導の充実	
いじめ防止対策の推進	25
8 長期欠席・不登校状況にある	
児童・生徒への支援	28
9 教育支援の充実	31
10 幼・保・小・学童の連携推進	37
11 教員の養成・キャリア支援	38
12 研修・研究事業	39
13 学校における働き方改革の推進と	
組織的な学校運営の充実	41
14 就学援助・就学奨励	
大学等進学応援金	44
15 学 校 保 健	46
16 学 校 給 食	48
17 学 校 施 設	51
18 学校版環境マネジメントシステム	53
19 デジタル技術を活用した	
魅力ある教育環境の整備	54
20 学校・地域の安全対策	56
21 PTA活動への支援	59
22 地域子どもクラブ・学童保育所	60
23 学 校 図 書 館	62
24 教 育 セ ン タ ー	63
25 三鷹市川上郷自然の村	65
26 図 書 館	68
27 生涯学習・スポーツ・文化行政の推進	75
資料編	
① 令和8年度事業計画	資- 1
② 教育委員会の組織と事務分掌	資-13
③ 教育委員会職員数	資-15
④ 教 育 予 算	資-16
⑤ 三鷹市立学校一覧表	資-17
⑥ 児童・生徒数、学級数の推移	資-18
⑦ 中学校卒業生進路状況	資-18
⑧ 児童・生徒の体位平均値	資-19
⑨ 定期健康診断	資-20
⑩ 学校給食実施状況	資-21
⑪ 学園・学校の教育目標	資-22
⑫ 研究指定校等一覧	資-25
⑬ 三鷹市学童保育所等一覧	資-26
⑭ 市立図書館蔵書冊数	
・貸出冊数等の推移	資-27
⑮ 三鷹教育・子育て研究所の組織	
及び運営に関する要綱	資-28
⑯ 三鷹市指定文化財等一覧	資-29
⑰ 教育委員会関係	
非常勤特別職職員	資-33
⑱ 教育委員会の沿革	資-34
⑲ 教育委員会名簿	資-37
⑳ 年 表	資-38

1 三鷹市教育ビジョン～三鷹らしい教育の実現～

1 三鷹市教育ビジョン2027策定の経過

平成24年3月に策定した「三鷹市教育ビジョン2022」が令和5年度末で計画期間が終了（コロナ禍に直面し、各施策の進捗に影響が生じていることなどから、第4次三鷹市基本計画ほか各個別計画の計画期間が1年間延長）することに伴い、教育委員会では、第5次三鷹市基本計画の策定とあわせて見直しを行い、新たな教育ビジョンの策定を行うこととした。また、計画期間は第5次三鷹市基本計画と整合を図るため、令和6年度から令和9年度までの4年間とした。

これからの時代を見据えた新しい教育課題に対応するとともに、新たな教育ビジョンの策定に向けた検討のため、「三鷹教育・子育て研究所」に「三鷹のこれからの教育を考える研究会」を令和2年度に設置し、3年8月に最終報告を取りまとめた。報告では、自らの幸せな人生とより良い社会の創造に向けて、子どもたちが主体的に「人間力」と「社会力」を発揮することを目指し、個別最適な学びを含む一人ひとりを大切にする教育の実現や、学校や子どもたちを「縁」とした「つながり」であるスクール・コミュニティの創造について提言している。

教育委員会では、3年11月に「当面の教育施策の推進に関する基本的な考え方」を策定し、研究所からの提言を受けた施策を推進するための考え方を整理した。また、4年度には各学園・学校での全教員による熟議や教員による政策提言により教員からの意見を聴取し、5年度は、各学園を代表する各中学校の生徒と意見交換を開催した。そして、この間の取組や6年6月に策定した第5次三鷹市基本計画及び三鷹市の教育に関する大綱を踏まえつつ、各市立小・中学校、コミュニティ・スクール委員会等からの意見聴取、パブリックコメントの実施など幅広い市民参加を図りながら、7年3月に「三鷹市教育ビジョン2027」を策定した。

2 三鷹市教育ビジョン2027の概要

「三鷹市教育ビジョン2027」は、教育基本法及び国や東京都の教育振興基本計画を踏まえ、教育基本法で明示された教育の目的及び目標の達成に向け、三鷹の教育が目指すべき基本的かつ総合的な構想として施策の方向を定めるものである。

三鷹の教育の方向性（ビジョン）として、教育の目的は「自らの幸せな人生とより良い社会の創造（個人と社会のウェルビーイングの実現）」であり、子どもたちに育みたい資質・能力を「人間力」※と「社会力」※としたうえで、教育活動を行うための3つの基本的な方向性を「共に学び、育む」「一人ひとりを大切に」「安全・安心・快適」とし、4年間で取り組む主要事業を定めた。

なお、教育ビジョン2027では、子どもたちにとっての読書の重要性や学校図書館との連携を図る観点から、三鷹市立図書館に関する施策についても記載することとし、教育委員会が所管する主な施策を網羅する総合的な計画とした。

また、教育委員会では、それまで年度ごとに基本方針を定め、基本方針に基づく事業計画を策定してきたが、教育ビジョン2027策定後は、4年間の計画である同ビジョンと、それに基づく年度ごとの事業計画により、施策の計画的な推進を図ることとしている。

※人間力:基礎的な素養を身に付け、自立して考え判断し、心身ともに健やかに力強く生きていくための総合的な力

※社会力:多様な個性を尊重し、適切な人間関係を結びながら、社会に参画し、共に生きていく力

三鷹市教育ビジョン 2027 三鷹の教育の方向性(ビジョン)

第1 教育の目的 私たちが教育を通じて子どもたちに贈りたいもの

自らの幸せな人生とより良い社会の創造 (個人と社会のウェルビーイングの実現)

一人ひとりが自分ならではの幸せな人生を実現してほしい。
一人ひとりが大切にされ、幸せを感じ、
自分がかけがえのない大切な存在だと感じてほしい。
その上で、自分だけではなく、みんなが幸せになれるよう、
他者を尊重し、違いを認め合い、共に生きる人々と
より良い社会を創ってほしい。

予測困難といわれる時代だからこそ、
変化に振り回されるのではなく、
自分から、幸せな人生をつかみ取り、
みんなの望む未来を実現してほしい。

そんな願いを込めて、
そのための力を育む教育を目指します。

第2 育みたい資質・能力

「人間力」と「社会力」

知識の量や技能の有無だけではなく、
テストでは測れない非認知能力を含め、
子どもたちの資質・能力を伸ばします。

教育ビジョン 2022 に引き続き、
個人としての総合的な力である「人間力」と
他者と共に生きていく力である「社会力」を育み、
自らの幸せな人生とより良い社会の創造に向けて
「人間力」と「社会力」を
主体的に発揮できるようにします。

各学園・学校では、「人間力」と「社会力」につながる資質・能力を
それぞれの特色や地域の実情を踏まえながら具体化し、
教育活動を行います。

○三鷹市教育ビジョン2027の主要事業

第1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の更なる充実

- 1 コミュニティ・スクールの機能の充実
- 2 コミュニティ・スクールの充実に向けた支援体制の整備
- 3 小・中一貫教育の充実と発展
- 4 国立天文台周辺のまちづくりにおける「森の学校」の整備に向けた取組の推進

第2 個人と社会のウェルビーイングの実現のための一人ひとりを大切にする教育の推進

- 1 知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実
- 2 個別最適な学びと協働的な学びの推進
- 3 一人ひとりを大切にする学校風土の醸成

- 4 教育支援の充実
- 5 長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援
- 6 様々な困難を抱える児童・生徒への支援

第3 子どもたちを導いていく教職員のウェルビーイングの実現

- 1 教職員のウェルビーイングの実現
- 2 学校における働き方改革の推進

第4 安全安心で快適な学びの環境整備

- 1 子どもの安全安心の確保
- 2 デジタル技術を活用した魅力ある教育環境の整備
- 3 誰もが安全安心で快適に学べる学校施設・設備の整備の推進
- 4 安全安心な学校給食の実施と地産地消の推進
- 5 校外学習施設「三鷹市川上郷自然の村」の効率的な運営の推進

第5 スクール・コミュニティの発展

- 1 地域の共有地「コモンズ」としての「学校3部制」の推進
- 2 地域との連携による地域学校協働活動の推進

第6 人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館の実現

- 1 「知る」「調べる」「学ぶ」を支える図書館
- 2 すべての人に読書の楽しみを広げる図書館
- 3 市民とともに歩み、交流する図書館
- 4 市民の期待に応える図書館

2 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

平成18年4月に開園したにしみたか学園を起点に、7つの学園としてコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校を開園し、学校・保護者・地域が協働しながら、連続性・系統性を重視した質の高い小・中一貫教育を推進してきた。

これまでの取組を踏まえ、学校や子どもたちを中心とした学園や市内全域とのつながりを充実させ、学校を核とし、「縁」でつながるスクール・コミュニティ※の発展に向けた仕組みづくりを進めるとともに、子ども一人ひとりのニーズに応じた「個別最適な学び」※の実現を目指していく。

※「スクール・コミュニティ」については、「3 スクール・コミュニティの発展」の項(11ページ)を参照

※「個別最適な学び」については、「4 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実」の項(14ページ)を参照

1 小・中一貫教育の充実と発展

(1) 小・中一貫教育校の開設経過

教育委員会では、平成18年4月に小・中一貫教育校のモデルである「にしみたか学園」を開園し、18年9月に「三鷹市立小・中一貫教育校検証委員会」を設置して、21年3月までの3年間の検証を同委員会において行った。その内容については、「三鷹市立小・中一貫教育校『にしみたか学園』の実践に関する検証報告(平成18年度、19年度、20年度)」にまとめ、ホームページ等にも掲載した。

21年度には、市立小・中学校全22校を「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校」(全7学園)として開園した。

30年4月には、学校教育法等の一部改正を生かして、法制度上位置付けられた「小中一貫型小学校・中学校」とした。

28年度にしみたか学園、30年度に連雀学園、東三鷹学園、おおさわ学園、そして、令和元年度には、三鷹の森学園、三鷹中央学園、鷹南学園が開園10周年を迎え、「開園10周年記念式典」を開催した。いずれの式典においても市内全学園の関係者が一堂に会し、10周年を迎えた学園のこれまでの活動や取組を振り返り、三鷹市のコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育のより一層の充実と発展に向けた意識の共有を図った。

◆小・中一貫教育校(全7学園)の開設経過

	学園名	中学校	小学校
平成18年 4月	にしみたか学園	第二中学校	第二小学校 井口小学校
平成20年 4月	連雀学園	第一中学校	第四小学校 第六小学校 南浦小学校
	東三鷹学園	第六中学校	第一小学校 北野小学校
	おおさわ学園	第七中学校	大沢台小学校 羽沢小学校
平成21年 4月	三鷹の森学園	第三中学校	第五小学校 高山小学校
	三鷹中央学園	第四中学校	第三小学校 第七小学校
平成21年 9月	鷹南学園	第五中学校	中原小学校 東台小学校



三鷹の森学園・三鷹中央学園・鷹南学園
開園 10 周年記念式典

◆にしみたか学園開園 10 周年記念式典

(平成 28 年 10 月 26 日)

記念講演: 日本大学文理学部教授 佐藤晴雄氏

◆連雀学園・東三鷹学園・おおさわ学園開園 10 周年記念式典

(平成 30 年 11 月 17 日)

記念講演: 京都産業大学現代社会学部教授 西川信廣氏

◆三鷹の森学園・三鷹中央学園・鷹南学園開園 10 周年記念式典

(令和元年 11 月 16 日)

記念講演: 文部科学省コミュニティ・スクール推進員

安齋宏之氏・四柳千夏子氏

(2) 三鷹市の小・中一貫教育

三鷹市の小・中一貫教育は、連続性・系統性を重視した義務教育9年間の指導に責任をもち、学園内の小・中学校間の一貫した指導と交流活動を通して、一体感のある学園としての教育を推進している。コミュニティ・スクールを基盤に、三鷹らしい多様な教育活動や地域人財との協働を通して、子どもたち一人ひとりが自らの幸せな人生とよりよい社会の創造、すなわち、個人と社会のウェルビーイングの実現に向けて「人間力」「社会力」を主体的に発揮できる子どもたちの育成を目指し、次に掲げる特色ある取組を実践している。

ア 三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム

(ア) カリキュラムの作成経過

小・中学校の教員が、児童・生徒の各発達段階を理解し、連続性と系統性のある指導を9年間一貫して行うために「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」を作成し、これに基づく授業を実施している。

教育委員会では、平成20年3月告示の学習指導要領に基づき、21年3月に本カリキュラムを作成した。その後、教科書採択及び学習指導要領完全実施に併せ、23・24年度に改訂を行った。さらに、29年3月告示の学習指導要領(令和2年度小学校、3年度中学校全面実施)に準拠した小・中一貫カリキュラムの全面改訂を平成29・30年度に行った。また、令和5年度には、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(令和3年1月26日 中央教育審議会)を踏まえ、14の教科等部会を設置し、内容系統一覧表を見直すとともに、ICTの活用事例等を記載することと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせた主体的・対話的で深い学びを実施し、子どもの資質・能力を育成するための単元・題材指導計画を作成することの2つの視点から更新を行った。

▲「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム
(令和5年度更新版)」単元・題材指導計画

(イ) カリキュラムの周知と活用

教員研修や指導主事等による訪問指導、指導課訪問の機会を活用し、市内の全教員にカリキュラムの周知を図るとともに実効的活用を推進している。

また、「学園研究」を通し、小・中学校の教員が学習のつまずきや効果的な指導について児童・生徒の実態を踏まえた研究を進め、カリキュラムの検証・改善を行ったり、小学校においては、高学年一部教科担任制を教育課程に位置付け年間を通して実施したりするとともに、学園内の小学校間での授業交流を行い指導の統一を図っている。

(ウ) 学園版カリキュラム

令和元年度には、学校と保護者・地域が子どもたちに身につけさせたい「資質・能力」を明確にして共有し、協働して「学園版小・中一貫カリキュラム」を作成した。この「学園版カリキュラム」を活用し、地域人材の関わりを生かした教育実践を推進している。これにより、学校での学びを学校限りで終わらせるのではなく、「社会に開かれた教育課程」として社会で求められる学びへと発展させることを目指す。

イ 兼務発令に伴う相互乗り入れ授業

小学校の教員も中学校の教員も児童・生徒の義務教育9年間の教育を「本務として」責任をもって行えるよう、全ての教員が学園の小・中学校両方の教員として東京都教育委員会から「兼務発令」され、小・中学校間での乗り入れ授業を時間割に位置付けて実施し、9年間を見通した連続性と系統性のある指導を行っている。平成30年4月から、兼務発令を学園内の管理職を含め、小学校間にも広げ、学園間でのより一体感のある教育を推進している。

ウ 児童・生徒の交流活動

異学年、異校種、体験活動などの日常的な交流活動を、年間計画に明確に位置付け、学園の特色や地理的側面を踏まえ工夫しながら実施している。また、小学校の児童同士の交流活動を、中学校入学前から行い、学園の仲間であることを意識させた教育を推進している。

(3) 国立天文台周辺のまちづくりにおける義務教育学校の設置に向けた検討

令和5年9月に「国立天文台周辺地域土地利用基本構想策定に向けた基本的な考え方(案)」において、これまでの三鷹の小・中一貫教育の取組や成果等を踏まえた小・中一貫教育の発展形として、新たに義務教育学校の制度を活用した小・中一貫教育校の設置について示した。これを踏まえ6年10月に「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」を策定した。

また、6年度は、「三鷹教育・子育て研究所」に「国立天文台周辺まちづくりにおける義務教育学校に関する研究会」を設置し、三鷹らしい義務教育学校の在り方について報告書が提出された。7年度は、同報告書を踏まえ、教育委員会において、義務教育学校に関する検討を行い、義務教育学校の在り方に関する方針の素案を作成した。年度末には同方針を策定予定だったが、「新都市再生ビジョンに係る施策・事業の緊急対応方針」の策定に伴い、8年度以降、国立天文台周辺まちづくりの新たなスケジュールや整備方針を踏まえながら、義務教育学校の在り方に関する方針の策定スケジュールの見直しを検討していく。

(4) 「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」導入20周年記念フォーラムの実施

令和8年度は、平成18年4月ににしみたか学園が開園し、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」導入20周年を迎えることから、これまでの歩みを継承し、さらに三鷹の教育を進化させていくことを目的として、令和9年2月6日に記念フォーラムを実施する予定としている。

2 コミュニティ・スクールの充実と発展

(1) コミュニティ・スクール委員会の設置経過

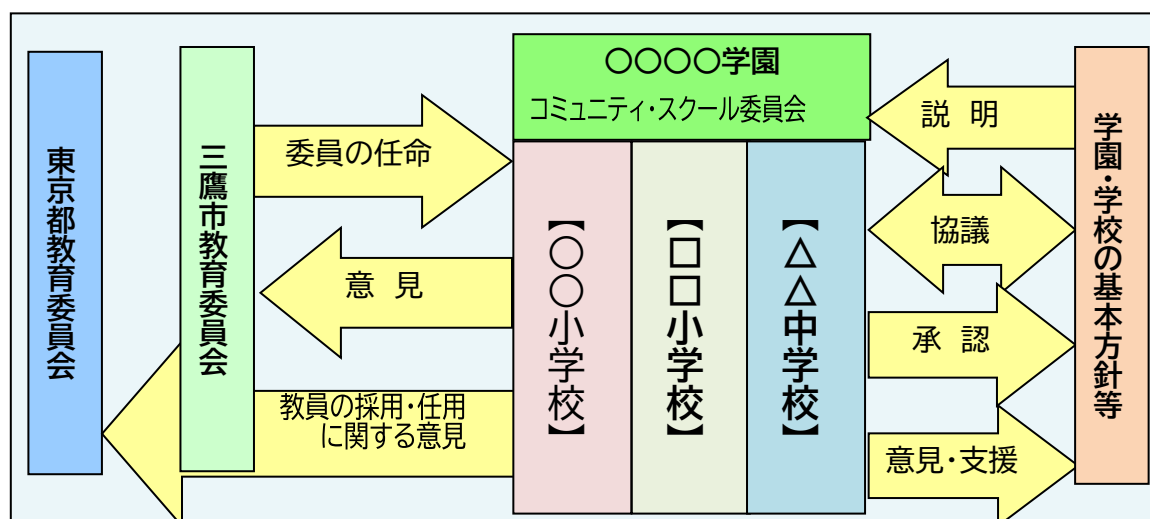
三鷹市では、平成18年に策定した三鷹市教育ビジョンに基づき、「自律した学校」「地域と共に創る学校」を実現するため、学校と保護者・地域のつながりをより一層深め、地域住民が学校運営に積極的に参画する「コミュニティ・スクール」の取組を進めてきた。

20年度には、市立小・中学校全22校を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定する「学校運営協議会」を設置するコミュニティ・スクールとした。「学校運営協議会」は、校長が作成した学校運営の基本的な方針等を承認すること、教員等の人事に関する意見を述べるができることなど法的な権限と責任を有している。

当初、複数校に対して1つの「学校運営協議会」を置くことが認められていなかったため、三鷹市においては、学校ごとに設置する「学校運営協議会」を、小・中一貫教育校として構成される学園に設置した「コミュニティ・スクール委員会」と兼ねて、委員の構成を同一とすることで「学校運営協議会」として学園及び学校の運営について法的な権限と責任に基づいて協議し、意見を述べるができるようにするとともに、学園全体の運営について統一的に協議することができる仕組みを構築してきた。

29年4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、学校運営協議会に関する規定が改正され、「二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる」とされたことから、法制度の改正を生かして、30年4月から「コミュニティ・スクール委員会」を法律に基づく学園単位の「学校運営協議会」として位置付けを一本化した。

◆コミュニティ・スクールの仕組み



さらに、コミュニティ・スクールにおける支援や活動に関する新たな実施体制として、地域学校協働活動を推進する団体（以下、「団体」という。）を令和6年度までに全ての学園に設置するとともに、当該団体に対して補助制度を構築し、学校と地域をつなぐための主体的な活動を支援している。各団体では、コミュニティ・スクール委員会の運営支援とともに、スクール・コミュニティの発展に向け、様々な取組が実施されている。

※各団体については、「3 スクール・コミュニティの発展」の項（11ページ）を参照

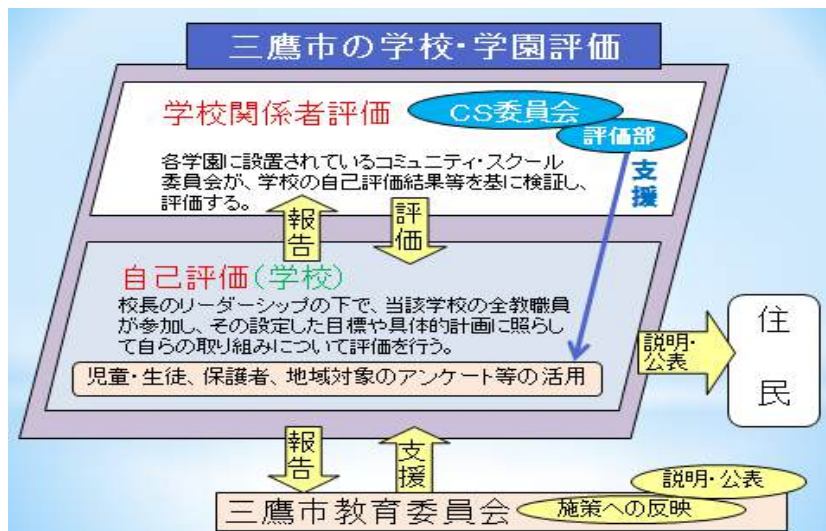
(2) 学園・学校評価の充実

平成18年12月に策定した三鷹市教育ビジョンや19年6月の学校教育法改正において学校評価の実施とそれに基づく改善及び学校の情報の積極的な提供が規定されたことなども踏まえ、20年度に、三鷹市公立学校の管理運営に関する規則に学校評価の自己評価と学校関係者評価の実施、公表、設置者への報告について、明確に規定した。三鷹市教育ビジョン2027においても、主要事業「第1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の更なる充実」の「1 コミュニティ・スクールの機能の充実」の中で、「教育課程の改善につながる学園・学校評価の充実」を掲げている。

学園・学校評価は、学校による自己評価とコミュニティ・スクール委員会による学校関係者評価として毎年度実施し、学校の自己評価結果等を受けて、コミュニティ・スクール委員会による学校関係者評価により、各学校・学園運営、教育活動等の成果や、課題と改善策、各課題解決のための創意工夫、改善策の有効性等を検証し、児童・生徒の声や地域・保護者の意向を十分に反映させた、継続的な学園・学校の改善につなげられるよう、学校と地域が協働したPDCAサイクルの確立を図っている。

コミュニティ・スクール委員会による各学園の評価・検証の結果は、「三鷹市立小・中一貫教育校全7学園の評価・検証報告」として取りまとめ、学園ごとに(1)コミュニティ・スクールの運営、(2)小・中一貫教育校としての教育活動、(3)確かな学力、(4)豊かな人間性、(5)健康・体力、(6)特色ある教育活動、(7)学校教育の質の維持向上を目指した学校の働き方改革の7項目についての成果と課題を市のホームページで公表している。また、各学校の評価検証については各学校のホームページにて公開している。

◆学校・学園評価の仕組み



(3) コミュニティ・スクール委員会の教育活動への参画

コミュニティ・スクール委員会は、学園及び学校の運営に関して一定の権限をもつ協議機関として、熟議等を通して、保護者や地域の意向が学校運営により一層反映されるように、学園のアクションプラン[※]や防災教育の計画等の作成及び実践を学校とともにやっている。

※学園のアクションプラン：各学園では、小・中学校の9年間を通して「どのような子どもを育てたいか」という目標を設定し、学校、家庭、地域が協働で教育活動に取り組んでいる。近年、コミュニティ・スクール委員会において、学校・家庭・地域の役割分担を明確にした上で、それぞれに必要な具体的な行動をまとめた「学園

のアクションプラン」を作成し、目標の実現に取り組む動きが広がってきている。

<例>



←【三鷹中央学園パワーアップアクションプラン
『中央学園スマイルアクション！』】

三鷹中央学園で目指す4つの「目指す学園生徒像」を実現するために、学校・家庭・地域そして子どもたち自身が、それぞれの立場で話し合い、できることを具現化したもの

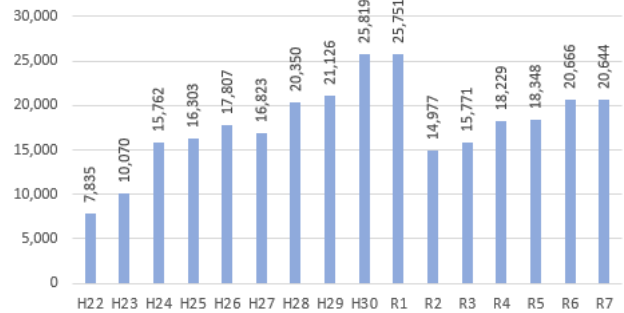
学校支援ボランティア組織を統括するコミュニティ・スクール委員会の担当部会等では、学校支援ボランティアの事務局的な機能を担っており、地域の人財を確保し、学校支援への参画を推進することで、地域や保護者と協働して行う学習指導等の充実を図っている。

学校支援ボランティアの活動内容は、授業補助、学習支援、学校行事、環境整備、安全見守り、地域活動など多岐にわたっている。

また、学園やコミュニティ・スクール委員会の取組について、保護者や地域の理解を深めるため、コミュニティ・スクールガイドやコミュニティ・スクールだより、学園ホームページ等により、

積極的に情報を発信し、広報活動の充実を図っている。令和2年度からは、全学園で学園（コミュニティ）カレンダーをコミュニティ・スクール委員会と協働で作成し、情報発信の新たなツールとするとともに、カレンダーの作成や活用のプロセス自体を、学校と地域の様々な団体・人財等とのつながりづくりの仕組みとして活用している。なお、4年度からは、学校を核とした地域づくりをより一層推進するため、名称を「スクール・コミュニティカレンダー」に変更した。

◆学校支援ボランティアの参加者数



（4）学校支援者養成講座等の実施

教育委員会では、特定非営利活動法人（NPO法人）三鷹ネットワーク大学推進機構と連携した「学校支援者養成講座」として「コミュニティ・スクール委員対象講座」と「学校支援ボランティア対象講座」を実施し、地域人財の育成と協働の推進を図っている。

なお、人財発掘と養成を目的として実施している学校支援ボランティア対象講座については、これまでは

学園単位で開催してきたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、令和2年度以降は、全学

◆令和7年度コミュニティ・スクール委員対象講座概要

日 時：令和8年3月1日（日）

タイトル：評価ってなんだろう？

～みんなで考える「CS」と「評価」のこれから～

第1部：基調講演

「学校評価を生かした『地域とともにある学校』づくり」

講 師：安齋 宏之氏（文部科学省CSマイスター）

第2部：パネルディスカッション

「みんなで考える“CS”と“評価”のこれから」

パネラー：3学園のコミュニティ・スクール委員会会長

（連雀学園、にしみたか学園、三鷹の森学園）

園共通のニーズ等を踏まえた全学園向け講座として開催方法を変更した。6年度以降は、「学校3部制」構想を踏まえ、平日の夜間・休日の学校施設を活用した対面講座「みたかスクール・コミュニティ講座」にリニューアルして実施している。

※みたかスクール・コミュニティ講座については、「3 スクール・コミュニティの発展」の項(11ページ)を参照

3 スクール・コミュニティの発展

三鷹市では、平成18年度から「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」に取り組み、学校・保護者・地域が協力して子どもの学びの充実を図っている。この「コミュニティ・スクール」の理念と仕組みは引き続き活かしながら、さらに、学校や子どもたちを縁とした「つながり」＝「スクール・コミュニティ」を学園全体、ひいては地域全体に広げていくために、学校施設が地域の共有地「コモンズ」となるよう、学校施設を機能転換し活用する「学校3部制」の推進に向けて取り組む。

※コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育については、「2 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展」の項(4ページ)を参照

1 スクール・コミュニティの発展に向けた取組

(1) スクール・コミュニティ推進員の配置

平成30年度から、学校と地域をつなぐコーディネートの中心となる「コミュニティ・スクール推進員(社会教育法9条に規定する地域学校協働活動推進員)」を三鷹中央学園、鷹南学園、おおさわ学園に配置した。令和元年度は、にしみたか学園、東三鷹学園にも配置し、学校と学校支援ボランティアとの調整機能をさらに強化し、教育活動に対する地域の幅広い支援を持続的に得ることを可能にするとともに、コミュニティ・スクールとしての事務局的な機能の充実を図った。

令和2年度には地域の学校支援活動への参加促進を通じた教育活動への参画の活性化とスクール・コミュニティの創造(学校を核としたコミュニティづくり)に向け、「コミュニティ・スクール推進員」の名称を「スクール・コミュニティ推進員」に改めるとともに、連雀学園、三鷹の森学園に拡充配置し、全学園に配置した。3年度には、全学園2名体制とし、4年度には全学園の小学校数に対応した配置とし、さらなる充実を図った。5年度は、スクール・コミュニティ推進員の業務が多岐にわたり、質・量ともに増加している状況を踏まえ、後進育成を図るとともに学校と地域のコーディネート機能をより充実できるよう、スクール・コミュニティ推進員の業務の一部を分担して担う、スクール・コミュニティ推進員サポーターを設けた。

スクール・コミュニティ推進員は、①地域学校協働活動の推進、②学校と学校支援ボランティアとの連絡調整、③学校支援ボランティア活動に係る育成、発掘・確保や情報提供、④コミュニティ・スクール委員会の支援に関する部会との連絡及び調整、⑤コミュニティ・スクール委員会の運営支援、⑥地域学校協働活動を推進する団体の運営に関することなどを担う。

また、教育委員会では、スクール・コミュニティ推進員のリーダー的存在として、統括スクール・コミュニティ推進員を令和元年10月から配置するとともに、定期的にスクール・コミュニティ推進員の連絡会を開催し、各学園における取組の情報共有や地域学校協働活動に関する理解向上に向けた研修を行うなど、スクール・コミュニティ推進員の活動への支援等を行っている。5年度からは統括スクール・コミュニティ推進員補佐を新たに設置し、後進の育成や統括スクール・コミュニティ推進員の機能強化を図った。

引き続き、スクール・コミュニティの推進に向けて、統括を含むスクール・コミュニティ推進員を中心に、各学園はもとより関係団体とのさらなる連携を図っていく。

(2) 三鷹スクール・コミュニティ推進会議の設置

スクール・コミュニティを学園単位から全市的なものとしてより広め、推進していくために、市内の関係団体からなる三鷹スクール・コミュニティ推進会議を令和3年度に設置した。あわせて、実務者による幹事会を開催し、学校や子どもたちを縁としたつながりを全市的に広げる具体的な取組に向けたプ

ラットフォームとして連携を深めていく。

◆構成団体

杏林大学、公益財団法人三鷹国際交流協会、国際基督教大学、社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会、住民協議会、地域ケアネットワーク、東京むさし農業協同組合三鷹支店、特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク、三鷹市公立学校PTA連合会、三鷹市芸術文化協会、三鷹市スポーツ協会、三鷹商工会、三鷹青年会議所、ルーテル学院大学

(3) みたかスクール・コミュニティ講座

令和6年度から、これまでの学校支援者養成講座での取組に学校3部制の考え方を取り入れた「みたかスクール・コミュニティ講座」として、学校施設を活用しながら、スクール・コミュニティに関わる人財の養成や交流を図ることを目的として開催している。

◆令和7年度みたかスクール・コミュニティ講座概要

第1～3回(連続講座)

:人間力&関係力&コミュニケーション力のアップデートをめざそう
～秘伝！三好先生の虎の巻を体験して分かち合おう！！～

講師:三好 良子氏

(産業能率大学総合研究所・日本GWT(グループワークトレーニング)協会理事長)

場所:第四中学校

第4回:昔話にふれてみよう～子どもたちにおはなしと本を届けて～

講師:半田 恵氏(さくら文庫)

場所:大沢台小学校

第5回:ふれあう楽しさ、支える楽しさ～学校支援ボランティアの魅力～

講師:関口 佳美氏(三鷹市教育委員会指導課指導主事)

場所:高山小学校

※オンデマンド講座として7本の動画を公開

(4) 地域学校協働活動を推進する団体の設置

コミュニティ・スクールにおける支援や活動に関する新たな実施体制として、「地域学校協働活動を推進する団体」(以下、「団体」という。)を令和6年度までに全ての学園に設置するとともに、当該団体に対する補助制度を構築し、学校と地域をつなぐための主体的な活動を支援している。

各団体では、コミュニティ・スクール委員会の運営支援のほか、スクール・コミュニティの発展に向け、様々な取組が実施されている。

学園名	団体名	設置年度
連雀学園	連雀ジョイナス	令和4年度
にしみたか学園	あささんネット	令和4年度
三鷹の森学園	三鷹の森学園地域学校協働本部	令和6年度
三鷹中央学園	三鷹中央学園地域学校協働本部	令和6年度
鷹南学園	たかみんネット	令和4年度
東三鷹学園	東三鷹チアーズ	令和6年度
おおさわ学園	おおさぼ	令和5年度



▲連雀ジョイナス主催「笑顔満祭」
…コミュニティ・スクール委員会での議論を踏まえ、連雀学園の子どもに関わる地域の大人がつながる場づくりを目指し、小・中学生が発表や作品展示できる場として実施

2 「学校3部制」の推進に向けた取組

子どもたちのより豊かな学びや育ちのため、市では、スクール・コミュニティの発展に向けて、学校施設が地域の共有地「コモンズ」として地域の人財や資源が集う場所となることを目指している。「学校3部制」は、学校施設が第1部：「学校教育の場」第2部：「放課後を中心とした安全安心な子どもたちの学び場・遊び場」第3部：「生涯学習や生涯スポーツ、コミュニティ活動など地域の多様な活動の場」の3つの機能を発揮するという考え方である。学校教育に支障が生じないことを大前提とし、子どもたちの安全面や学校生活に十分配慮しながら、教室の機能転換を含め、学校施設の活用を図っていく。

(1) 学校3部制推進プラン

令和7年度から9年度における学校3部制の取組の全体像や方向性を示すため、「学校3部制推進プラン」を8年3月に策定した。8年度は、「学校3部制推進プラン」に基づき、「三鷹市立学校施設の開放に関する条例」の発展的な大幅改正や学校施設の地域開放等を担う運営組織の設立に向けた検討に取り組んでいく。

(2) 学校3部制に関連する主な事業

【第2部関連】

ア 朝の校庭などの開放（※「20 学校・地域の安全対策」の項（56 ページ）を参照）

イ 学童保育所（※「22 地域子どもクラブ・学童保育所」の項（60 ページ）を参照）

ウ 地域子どもクラブ（※「22 地域子どもクラブ・学童保育所」の項（60 ページ）を参照）

エ みたか地域未来塾

（※「4 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実」の項（14 ページ）を参照）

オ 学校部活動

（※「13 学校における働き方改革の推進と組織的な学校運営の充実」の項（41 ページ）を参照）

カ みたかジュニアビレッジ事業

多様な地域団体等と連携しつつ放課後において教育課程との関連を図りながら、児童・生徒が実社会の中での主体的かつ実践的な取組を通じて、新たな価値や社会を創造していこうとする意欲や能力を養うとともに勤労観・職業観の涵養を図る事業を「みたかジュニアビレッジ事業」として、令和3年度から支援している。

3年度から5年度まで、放課後を中心とした子どもたちの居場所づくりに取り組む地域団体「まちラボみたか」が第四中学校において実施する「四中ゆないと」の活動を支援した。6年度からは、地域団体「レボリューション鷹南」の指導・助言の下、第五中学校において生徒が実施する活動を支援している。第五中学校では生徒がイベントの企画・実施に取り組み、収支を含む活動報告を行っている。

【第3部関連】

ア 学校施設開放

市民のスポーツ・文化等の地域活動の場として、三鷹市立小・中学校の校庭、体育館、テニスコート（中学校のみ）、特別教室（規則で定める教室）を開放している。

4 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

学習指導要領に基づいた「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」に基づき、9年間の義務教育における学びの連続性と系統性を明確にした学習指導を図る中で、知・徳・体の関連に配慮するとともに、児童・生徒の意見を十分に尊重しながら様々な教育活動を充実させ、「人間力」、「社会力」の一層の育成に努める。

「個別最適な学び」の実現に向け、学力等調査を経年で実施し、分析結果を基に児童・生徒一人ひとりの学力を伸ばすとともに、教員の指導力の向上を図るほか、児童・生徒の学習意欲を引き出すため、興味・関心に応じた探究的な学びや、学校ならではの協働的な学びなど、さらなる研究を推進する。また、デジタル技術を活用した授業を充実させることで、いつでもどこでも「個別最適な学び」の提供を可能とする。

地域人財の参画による教育活動等の支援やみとか地域未来塾事業の充実など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進しながら、学習習慣の定着と基礎学力の向上を図る。

「特別の教科 道徳」を適正に実施するため、「考え、議論する」学習活動の充実を図るとともに、市内のこれまでの研究成果を活用した授業改善や道徳教育推進委員会による効果的指導に関する研修資料を市内全校で共有し、児童・生徒の豊かな心を育てる。

体力・運動能力調査等の結果を活用した学校の取組の充実・改善を図るとともに、「健康で活力に満ちた生活をデザインする資質・能力」を育成するための効果的な体育健康教育に関する実践的な研究を行ってきた体育健康教育推進校の研究成果を市内全校で共有し、一人ひとりの体力の向上を図るための授業改善を進める。

1 確かな学力の育成

(1) 「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」の推進

学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせた「主体的・対話的で深い学び」や「カリキュラム・マネジメント」、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実等の視点を取り入れ令和5年度に更新した「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」に基づき、全校の教員が、9年間を見通した学びの連続性と系統性を意識し、発達段階に応じた学習のねらいの明確化・重点化を意識した指導を行うことにより、児童・生徒一人ひとりに、学習内容の定着を確実に図る丁寧な指導を徹底している。

また、兼務発令による小・中学校間での相互乗り入れ授業を時間割に位置付け、年間を通じ実施することにより、9年間を見通した連続性と系統性のある指導を行っている。

※詳細は「2 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展」の項(4ページ)を参照

(2) 個別最適な学びの実現に向けた取組の推進

令和2年度から実施している市独自の学力テスト((3)参照)の分析において経年で個人の学力状況を把握し、児童・生徒一人ひとりに応じたよりきめ細かな指導により、児童・生徒一人ひとりの学力を確実に伸ばすことに取り組んでいる。

また、3年度からは株式会社探究学舎との共同研究による「興味開発」に特化した探究的な学びの授業研究やデジタル技術の活用等の研究を推進している。

2年度に整備した児童・生徒1人1台の学習用タブレット端末を活用し、児童・生徒一人ひとりの学習状況や興味・関心等に応じた学びを推進している。

教員による効果的な指導方法や児童・生徒の効果的な学習方法について研究及び研修を行うとと

もに、3年5月には、学習用タブレット端末を活用した授業を収録した『三鷹GIGA（ギガ）スクール実践事例集』の作成・共有を行った。4年度にハイブリッド型学習の実践事例等を集録した「三鷹GIGA（ギガ）スクール実践事例集vol.2」を作成し、5年度に市内全教員に配布した。

※「19 デジタル技術を活用した魅力ある教育環境の整備」の項（54ページ）も参照

（3）学力・学習状況の把握と学習指導の改善

令和2年度より、小学校第4学年から中学校第3学年までの児童・生徒を対象とした市独自の学力調査を実施している（小学生は「国語・算数」、中学校第1学年は「国語・数学」、中学校第2・3学年は「国語・数学・英語」）。この調査により、児童・生徒の学力の伸びを経年で把握・分析し、結果を踏まえ学力向上に向けた指導を実施している。また、4年5月には各学校の取組を支援するため、「活用ガイド」を策定した。

各学校においては、文部科学省が実施したこれまでの学力・学習状況調査に加え、上記の市独自の学力調査の結果も活用して、より実効性と具体性の高い「授業改善推進プラン」を作成し、PDCAサイクルに基づく学習指導の改善を図ることにより、「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」に基づく学習指導を実現していく。

また、「授業改善推進プラン」を、保護者、地域に公開することで自校の課題と課題解決の方策を共有し、保護者や市民の理解と協力を得られるよう努めている。

（4）外国語(英語)教育の推進

平成29年度から、市内全小学校に英語教育推進リーダー※による外国語活動の授業についての巡回指導を行い、教員の実態に合った指導・助言を通して、市内教員の英語指導力の向上に努めるとともに、令和元年度には小学校3校に英語科専科教員を配置し、英語指導の充実を図った。また、全市でスピーキング能力を含めたパフォーマンステストを実施し、児童が自信をもって英語に取り組めるよう指導の充実を図っている。また、5年度より小学校を対象に、三鷹市ALTイベント「English festa」を実施しているが、7年度より「三鷹GLOBAL FUTURE PROJECT」と題して国際理解教育を進める他国との交流学习やオンラインやメタバースを活用した使える英語力の育成、英検等の英語サポート事業など、小・中学校ともに系統的な英語教育を推進している（「5 三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供」の項（21ページ）も参照）。

※英語教育推進リーダー：「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（平成25年12月文部科学省）に基づき、英語教育推進リーダーを養成するための中央研修修了者を指す。修了後、研修指導者として、各地で中核となる小学校教員や中・高等学校の外国語（英語）担当教員の研修や授業・評価の改善のための指導・助言を行う。

（5）みたか地域未来塾等における地域人財の参画

「みたか地域未来塾」では、大学生や地域住民などの地域人財の参画により、放課後の教室において教育活動等の支援を行うなど、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組むとともに、小・中学生の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図っている。

平成28年度から段階的に拡充を図り、令和元年度から、市内全7学園22校において実施している。今後さらに取組内容を改善し、児童・生徒の基礎学力の向上と学習



▲みたか地域未来塾の様子(第七中学校)

習慣の定着を図るとともに、学校3部制の第2部における重要な取組の一つとして放課後の充実を図っていく。

また、コミュニティ・スクール委員会と連携し、授業や補習教室等に地域人財や保護者の支援・協力を積極的に取り入れ、学校・家庭・地域の協働による子どもたちの学びの充実を図っている。

このほか、学校でのボランティア活動を希望する大学生等を教育委員会が学校へ派遣する「学生教育ボランティア」も学校や授業での活動を通して大学生等の社会体験を深めるとともに、子どもたちの学びの充実につながっている。

地域未来塾の参加実績等

	実施校	参加実績 (延べ人数)
平成28年度	鷹南学園(中原小学校、東台小学校、第五中学校) おおさわ学園(大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校)	843人
平成29年度	鷹南学園(中原小学校、東台小学校、第五中学校) おおさわ学園(大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校) 三鷹中央学園(第三小学校、第七小学校、第四中学校)	4,452人
平成30年度	鷹南学園(中原小学校、東台小学校、第五中学校) おおさわ学園(大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校) 三鷹中央学園(第三小学校、第七小学校、第四中学校) にしみたか学園(第二小学校、井口小学校、第二中学校) 東三鷹学園(第一小学校、北野小学校、第六中学校)	6,240人
令和元年度	全7学園22校	8,668人
令和2年度	全7学園22校	14,095人
令和3年度	全7学園22校	11,022人
令和4年度	全7学園22校	13,248人
令和5年度	全7学園22校	13,383人
令和6年度	全7学園22校	15,833人
令和7年度	全7学園22校	15,287人

2 豊かな心の育成

(1) 「特別の教科 道徳」の推進

平成30年度から小学校で、令和元年度から中学校で、教科書を使用した「特別の教科 道徳」を実施している。三鷹市の全ての小・中学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「考え、議論する道徳」の実践に取り組むことにより、子どもたちの道徳的判断力や、心情、実践意欲と態度を育成している。

教育委員会では、平成28年度に「道徳教育推進委員会」を設置し、「道徳科」の趣旨を踏まえた指導計画や指導方法・評価の在り方について検討を進め、その成果を各学校で共有している。

また、全ての小・中学校で「道徳授業地区公開講座」を実施し、道徳の授業を公開するとともに、今日的な子どもの諸課題に即した意見交換会を通して、学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図っている。

(2) 平和教育月間を中心とした平和教育の充実

三鷹市では、令和7年の戦後80年の節目を契機に、先人達の平和への思いを引き継ぎ、戦争の惨禍を二度と繰り返すことなく、一人ひとりが平和を願い、そして、自分にできることを考え行動し、平和な

明日へとつないでいくため、「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」に基づき、取組を進めている。

学校教育においては、11月を「平和教育月間」として、教育課程に位置づけ、各校において多様な取組をするほか、「中学生長崎市平和交流派遣事業」にて7月に長崎市に派遣した中学生による報告会などを通じて、平和教育の推進を図る。

(3) デジタル・シティズンシップ教育の推進

インターネットの過度の利用による「インターネット依存」及びSNSの不適切使用による個人情報の流出、誹謗・中傷、インターネットを介した詐欺行為及び出会い系サイト等に関わる性被害など、様々なインターネット被害を未然に防止する観点から、小・中学校9年間を通じて、インターネット・情報機器の適切な使い方や情報モラルを身に付けるための「小・中一貫カリキュラム（ICT教育）」に基づく指導を行っている。

令和4年度は、各学園・学校において、教員、児童・生徒、コミュニティ・スクール委員の各代表者によるデジタル機器の活用の課題や考え方などの熟議を行うとともに、全7学園の代表者での熟議を通して、「私たちの行動宣言」を発表し、その宣言を踏まえて5年3月に「三鷹市デジタル・シティズンシップ育成指針」を策定した。

また、5年度においても、12月に教員、児童・生徒、コミュニティ・スクール委員の各代表者によるデジタル機器のよりよい使い手となるための熟議を行い、「私たちの行動宣言集」を作成した。これらの取組を踏まえて、6年度より各学園・学校において「三鷹市デジタル・シティズンシップ育成指針」に基づくデジタル・シティズンシップ教育の更なる推進を図っている。



▲デジタル・シティズンシップについて児童・生徒と大人が意見を話し合う熟議の様子

(4) 人権教育の推進

ア 全教育活動を通じた人権教育の推進

各校で策定している人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、全ての教育活動を通じて、「人権教育プログラム（学校教育編）」（東京都教育委員会）を活用し、児童・生徒の発達段階に応じた人権を尊重する教育の充実を図っている。また、各学校における児童虐待の予防及び早期発見について、関係諸機関と連携を図るとともに、保護者等に対して啓発と支援を行っている。

令和3・4年度東京都人権尊重教育推進校（第六中学校）、令和6・7年度東京都人権尊重教育推進校（南浦小学校）の取組を踏まえつつ、全小・中学校において、人権教育推進上の諸課題への系統的・組織的取組及び人権教育プログラムを活用した人権教育を推進している。

◆ 重点項目

- 「児童の権利に関する条約」、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨に基づいた教育活動の充実
- 男女平等観に立った教育の推進
- 人権教育に関わる年間指導計画の作成と活用
- 児童虐待、いじめの防止への適切な対応についての教職員の研修及び保護者等への啓発と支援

イ 人権教育推進委員会

教育委員会は、地域・学校の実態に即し、人権教育推進上の課題の解決や教育内容・方法の充実を図る研究・協議を行うために、市立小・中学校の校長、副校長及び各校の人権教育担当教員

により構成された人権教育推進委員会を設置し、人権教育の推進を図っている。

◆ 活動内容

- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」の周知・活用
- ・三鷹市及び各学校の人権教育推進に関する実態と課題の把握
- ・人権教育の推進・啓発の内容と方法に関する研究及び協議
- ・人権課題に関わる授業の実践
- ・人権尊重教育推進校の研究成果の活用を図る方策の検討
- ・フィールドワーク等による人権教育に関わる研修等

ウ 児童虐待、いじめ防止への対応

【児童虐待防止】

「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨に基づき、各学校における児童虐待の予防及び早期発見、適切な通告を含めた早期対応のために、同法律の理解を一層深め、関係機関との連携を強化していくことが大切である。

そのために、各学校において「児童虐待防止研修セット」（平成23年8月東京都教育委員会）等を活用し、児童虐待の早期発見と適切な対応に関わる教員研修を実施するとともに、校長会、副校長会、生活指導主任会をはじめ、様々な機会を通じて、児童虐待の早期発見と適切な対応に関する校内の組織の活性化等について指導・助言を行っている。

【いじめ防止】

※「7 生活指導の充実・いじめ防止対策の推進」の項（25ページ）を参照

3 健やかな体の育成

（1）体力調査を基にした各校の課題に応じた取組の推進

東京都教育委員会及び文部科学省が実施する体力・運動能力調査や運動習慣調査等の結果を分析して自校の課題を明らかにし、課題の改善に向けた体力・運動能力向上のための日常的な取組として「一校一取組」（小・中学校）「一学級一実践」（小学校）運動を具体的に設定し、年間を通して実施している。

令和4年度からは、各校ごとに体力向上に向けた取組の全体計画・年間指導計画を策定しており、児童・生徒の体力の状況を把握していくとともに、引き続き、中学校体育教員の専門性を活かし、小学校における乗り入れ授業や教員研修を行い、系統的な指導を推進することで児童・生徒の体力向上を図っている。

（2）東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーとしての取組

平成28年度から「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、都内全公立学校においてオリンピック・パラリンピック教育を推進してきた。都内全公立学校では、子どもたち一人一人の心と体に掛け替えないレガシーを残すことを目指して、6年間にわたり、創意工夫して充実した体験活動等に取り組んできた。そして、特に次の5つの資質を、重点的に育成してきた。

＜東京都オリンピック・パラリンピック教育で重点的に育成してきた5つの資質＞

- ・ボランティアマインド
- ・障害者理解
- ・スポーツ志向

- ・日本人としての自覚と誇り
- ・豊かな国際感覚

令和4年度以降は、各学校が本教育で実施してきた5つの資質の育成と関連付けて発展させてきた活動、又は本教育をきっかけに新しく始めた活動の中から、学校の特色としてこれからも継続させる活動を、「学校2020レガシー」として設定し、東京2020大会後も長く続く教育活動として継続・発展させ、共生・共助社会の形成を担う子どもたちの育成を目指している。

学校においては、「体験活動の拡がり」「新たなネットワークの構築」「地域と一体となった教育の展開」等のレガシーが創出されており、引き続き、子どもたちの日常の中で学びを支える重要な役割を担うことができる取組を実践している。

(3) 食育の推進

ア 三鷹市立学校における食育の推進

児童・生徒が望ましい食習慣を身に付けていく上で、食の指導を行うことは極めて重要であり、食育推進体制を整備することが求められていることから、教育委員会では、平成20年2月に「三鷹市立学校における食育の推進に関する指針」を定め、食に関する指導の推進を図っている。

また、学校給食の充実に向けて、校長、学校栄養職員、PTA代表、保健所職員、教育委員会事務局職員で構成される「三鷹市学校給食運営委員会」を組織し、給食の献立・衛生管理・その他運営方法等に関する検討を行っている。

イ 学校の取組

教育委員会は、平成20年度に小・中学校の教員により構成した「食育指導資料作成委員会」を設置し、食育の推進のための「三鷹市食育指導資料」を作成し、学園・学校での活用を進めてきた。

学園では、上記の指針に基づき、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、9年間を見通した系統性を踏まえた指導を行うとともに、学校においては、食育を推進する教員（食育リーダー）を中心として指導体制を整え、家庭科（中学校では、技術・家庭科）、体育（中学校では保健体育科）、特別活動、総合的な学習の時間等に食に関する指導を位置付けている。

各学校において、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるという食育の目標を踏まえて、食事の重要性やバランスのとれた食生活、心身の健康等について学習するとともに、学校農園での栽培活動や自然教室を生かした農業体験、市内産野菜の学校給食への積極的な活用、オリンピック・パラリンピックをテーマとした学校給食、東京むさし農業協同組合による食育の授業、栄養士による講話等、特色ある取組を進めている。



▲東京むさし農業協同組合による食育の授業の様子

令和4年度は三鷹中央学園（第三小学校、第七小学校、第四中学校）、5年度はにしみたか学園（第二小学校、井口小学校、第二中学校）・東三鷹学園（第一小学校、北野小学校、第六中学校）、6年度はおおさわ学園（大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校）、7年度は三鷹の森学園（第五小学校、高山小学校、第三中学校）、8年度は連雀学園（第四小学校、第六小学校、南浦小学校、第一中学校）を食育研究指定校とし、地産地消の観点から市内産農産物の更なる活用を図り、子どもたちによる給食メニューの開発を行うとともに、保護者に対し講演会を実施し、食育の必

要性を啓発している。

なお、食育を効果的に展開するため、各校の食育リーダーを中心として、給食だよりによる広報、給食試食会の実施、東京むさし農業協同組合による食育カレンダーコンクールへの参加などを通じて、食の重要性やバランスのとれた食生活について意識の共有化を図り、学校・家庭・地域の協働による食育を推進している。

また、土づくり、種蒔きから収穫までの一連の作業を通して、働くことの喜びや自然とのふれあいなどを体験する場として、農家の方々及び東京むさし農業協同組合の協力を得て、小学校に学校農園を整備している。

本事業は、平成4年度に開始し、現在では15校で実施している。土とふれあうことにより、収穫の喜びや感動を体得し、心豊かな児童の育成を図ること、また、農園主の方々の実地指導を受けることにより学校と地域との連携を図ることを目的としている。

◆「食育」指導の目標

- | | | |
|-----|---|---|
| 小学校 | { | 1 毎日朝食をとる。
2 主食・主菜・副菜など栄養のバランスがとれた食事をする。
3 みんなと楽しく食事をする。 |
| 中学校 | { | 1 食生活における自己管理能力を高める。
2 生徒自身が自分の食生活に関して問題意識をもち、問題解決するための目的行動へ結び付ける。 |

5 三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供

1 生き方・キャリア・アントレプレナーシップ教育、進路指導と体験交流活動の充実

(1) 生き方・キャリア・アントレプレナーシップ教育の充実

三鷹市の学校教育では、「人間力」・「社会力」を身に付けさせるために、多様な学習機会を提供している。小・中一貫カリキュラム（キャリア教育）に基づく望ましい勤労観・職業観を育む生き方・キャリア教育や進路指導を地域の教育力を生かしながら推進している。

特にキャリア・アントレプレナーシップ教育※を、地域の伝統や文化に触れ、我が国と郷土三鷹に対する愛着や誇りを育む「三鷹地域学習」とともに、小・中一貫カリキュラムに位置付けて取組を進めている。

児童・生徒が主体的・協働的に問題解決に取り組む学習を通じて、多様な大人と関わりながら、自分の将来に向けたキャリア形成能力を高め、創造性と自主・自律の精神、チャレンジ精神に富んだ児童・生徒を育成して、地域を愛し、勤労を重んじ、将来地域に貢献できる人間を育む。その一環として、三鷹市の事業所を中心に、小学校における仕事調べや、施設見学、中学校第2学年対象の職場体験（3日間）、地域の方から様々な職業の話聞く機会等を設けている。

なお、令和6年度より「総合的な学習の時間」において長期休業日等に保護者や地域と連携を図りながら三鷹地域学習や仕事・職業・学校調べなどのフィールドワーク等を通じてより体験的・実践的な学びを推進している。

※キャリア・アントレプレナーシップ教育：チャレンジ精神や創造性を発揮しながら、新しい価値と社会を創造していくとする起業家がもつような意欲と能力を養うアントレプレナーシップ教育に、勤労観・職業観とともに自己の個性を理解し、主体的に将来を選択していく態度を育むキャリア教育の要素をあわせて実施する教育のこと。

(2) 進路指導の充実

三鷹市の事業所等における職場体験等の実施や、高等学校等訪問や体験授業、様々な職業の話聞く機会、中学校進路指導主任・小学校キャリア教育担当者会による学校間の連携や研修を通し、望ましい勤労観・職業観を育む生き方・キャリア教育、進路指導を推進している。児童・生徒に、新しい価値と社会を創造する意欲と能力を養い、主体的に将来を選択していく態度を育てている。

(3) 体験交流活動の充実

児童・生徒の学びの充実を図るため、地域の方々を招いた学習や、校外学習、ボランティア活動等の奉仕活動など様々な活動を通して、異年齢・異世代間の交流活動を推進している。各学園においても行事や学習における小・中学校交流や、「三鷹市川上郷自然の村」を利用した「自然教室」（「6学校行事」の項（24ページ）を参照）などの実施により学園内の小学校による小・小交流を行い、人と自然、社会、文化等との関連について学ぶ機会等の多様な学習機会を設定している。

2 国際理解教育の充実

小学校では、英語を用いたコミュニケーションに慣れ親しみ、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的として、ALT（外国語指導助手）と担任とのチーム・ティーチングによる外国語活動・外国語の授業を実施するとともに、外国語専科教員による指導の充実も図っている。

中学校では、オーセンティックな外国語運用能力を身に付けることも目指し、小学校で身に付けたコミュニケーション能力の素地を意識した上でALTを有効に活用し、英語を実際に用いたコミュニケーション活動を充実させ、スパイラルな学習の充実を図っている。

なお、三鷹市では、中学校は昭和61年度から全学年の外国語の授業に、小学校は平成13年度から第5・6学年を対象とした外国語の授業にALTの配置を開始し、現在は全学年でALTを活用した授業を実施している。24年度からはALT配置を派遣契約することにより、より綿密な打ち合わせが可能となり、各学校でALTの一層の活用が図られている。また、令和5年度より小学校を対象に、ALTと英語を通して「話すこと」と「コミュニケーションを図ること」を発揮する機会を設定し、児童・生徒の学習の定着を図るため、三鷹市ALTイベント「English festa」を実施している。

令和7年度から、より体験的・実践的な英語教育の充実に向けて、「三鷹GLOBAL FUTURE PROJECT」と題して、「English festa」実施校の拡充や、「オンラインALT」の導入により児童・生徒の発話量を確保するとともに、オーストラリアなど3カ国との交流による国際理解教育の増進、英検や中学校スピーキングテストのサポートなど様々なコンテンツの充実を図り、積極的な活用を目指している。

※「4 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実」の項(14ページ)も参照

3 郷土に対する愛着や誇りを育む地域学習の展開

(1) 小・中一貫教育カリキュラム(三鷹地域学習)の活用

小・中一貫教育カリキュラム(三鷹地域学習)を活用し、生活科・社会科・理科及び各教科、総合的な学習の時間、学校行事、特別活動等において、地域の自然・文化財・公共施設等を教材としたり、様々な体験活動を行ったり、地域の人々と一緒に活動したりすることによって、地域の様々な事象に関心を持ち、課題を見つけたり、課題解決を図ったりしながら、地域理解・地域愛・地域問題解決力・地域実践力等を身に付ける。主体的・対話的で深い学びを通して、児童・生徒相互に話し合いや討論を行うことで三鷹の課題を多面的・多角的に考える力を育成するとともに、三鷹市の特色やよさに気づき、それらを自分で大切に守り育てようとする我が国と郷土三鷹に対する愛着や誇りをもつ児童・生徒を育成する。令和5年度には、各学園の実態に合わせて元年度に作成した学園版カリキュラムを活用しながら評価検証し、検証を踏まえたカリキュラムの更新に取り組んだ。

三鷹市では、独自に小・中学校それぞれの社会科副読本を作成しており、「三鷹地域学習」に活用している。

(2) 小学校第3学年の市内地域学習や三鷹の森ジブリ美術館見学等の充実

小・中一貫教育カリキュラム(三鷹地域学習)に基づき、小学校第3学年の全児童を対象にバスによる社会科見学を行っている。三鷹の森ジブリ美術館、大沢の里水車、国立天文台、星と森と絵本の家、市役所など、市内の施設について学習し、三鷹市の特色やよさに気づき、それらを自分で大切に守り育てようとする力を育成している。

(3) プロの演奏家による小・中学校での訪問演奏等、芸術的・文化的な学習の充実

小学校における音楽活動の充実と本物のクラシック音楽に親しむ心情を培うために、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団に業務委託し、プロの演奏家による訪問演奏を行っている。中学校においても講師を招き、専門家による和楽器(三味線)指導を行っている。

また、市民センターにおいて中学校書初展を行うなど、芸術的・文化的な学習の充実を図っている。

4 科学教育の推進

(1) 小学校第5・6学年を対象とした科学への興味・関心を高める科学発明教室の実施

科学に興味・関心をもつこと、科学する心を育てることを目的として、小学校第5・6学年を対象とした科学発明教室を行っている。

※「24 教育センター」の項(63ページ)も参照

(2) 国立天文台望遠鏡キットの整備と活用

令和2年度に国立天文台が開発した望遠鏡キットを大沢台小学校と羽沢小学校の2校で導入し、天文台があるまち三鷹の特性を生かした体験と学習を進め、理科教育の充実と地域理解の浸透を図っている。

6 学 校 行 事

1 自然教室

自然豊かな環境において、学校内での平素の教育活動では十分に成果をあげることのできない体験活動を行うことで、児童・生徒の「生きる力」を育む。

対象	学年	場所	内容
小学校	第6学年	川上郷自然の村 2泊3日	登山、ハイキング、星空観察、キャンプファイヤー、アドベンチャーラリー、酪農体験等、プログラムは各学校の特色を活かし実施している。原則、学園単位(2校)で行っている。
中学校	第2学年 第1 //	川上郷自然の村 2泊3日	スキー実習 (実施学年を第2学年から第1学年に移行するために、令和6年度は第三中学校を除く6校にて第1学年及び第2学年にて実施。令和7年度は第三中学校のみ第1学年及び第2学年にて実施)

教育委員会では、実施委員会を設置し、実施前には、交通、宿泊、安全、食事、日程、経費等についての調査検討、情報交換、実地踏査を行い、各学校が自然教室の内容に活かせるようにしている。なお、実施後には、振り返りを行い、改善策を検討し、次年度の内容に反映している。また、平成26年度から27年度にかけて「川上郷自然の村」のあり方を検討する中で、自然教室の教育的効果とそれを実現するための教育活動について検証を行ったところ、人間関係の構築、自然に対する意識の向上等の意義があることに加え、小学校については、小・小連携による2校合同実施を行い、児童が交流することで、円滑な中学校生活への移行につながっていることなどが確認できた。

※「25 三鷹市川上郷自然の村」の項(65ページ)を参照

2 修学旅行

旅行という生活形態を通じ、環境に即した健康、安全、集団行動、道徳等について、望ましい体験をさせ、実際に見聞することによって学習を一層確実なものにし、更に旅行を通じて教員や学友と寝食を共にすることにより、楽しい思い出をつくり、学校生活を豊かにする等教育効果を高めることを目的とする。

対象は中学校第3学年で、京都・奈良方面の古都を訪れ、日本の文化遺産に触れることで、文化の継承の大切さを考える。令和8年度は北海道や長崎も新たな行き先となっている。

3 その他の学校行事

中学校書初展

日頃の生徒の書初学習成果を発表し、学習の励みとするとともに、保護者・地域等に書初教育への理解を広めることを目的として、1月に市役所本庁舎ホールで実施している。

7 生活指導の充実・いじめ防止対策の推進

1 学園・学校における組織対応力の改善と強化による生活指導の充実

(1) 学園内の共通方針の明確化

生活指導を充実させるためには、生活指導の方針や基準に一貫性をもたせることが必要である。各学園において、義務教育期9年間の児童・生徒の発達段階を考慮した生活指導方針のもと、児童・生徒の状況を小・中学校の教員が共有し、継続的・系統的に一貫性のある生活指導を行っている。

(2) 学園・学校的生活指導体制の整備と強化

小・中学校に生活指導を担当する校務分掌を設置するとともに、学園においても生活指導を担当する分掌を設置し、小・中学校教員による児童・生徒の生活指導に関わる情報や課題を共有し、一貫した方針のもと継続的・系統的な指導を行っている。

児童・生徒の理解、望ましい人間関係の醸成、協力と奉仕、基本的生活習慣の確立、道徳的実践の指導など、校内での共通理解を深め、指導体制の充実を図っている。

(3) いじめ問題などの問題行動の未然防止と早期発見・早期対応の徹底

一人ひとりの児童・生徒への理解を深めて、問題行動の未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、就学前から義務教育修了までをカバーする教育相談体制の改善、充実を図っている。

また、いじめや不登校等の早期発見・早期対応を図るため、毎学期において連続して欠席した児童・生徒に関する状況調査を実施し、実態把握に基づいた丁寧な指導と支援につなげている。

2 児童・生徒の実態把握に基づく適切な対応

(1) 学校生活に関するアンケート調査や児童・生徒との面談などの積極的な活用

生活指導の充実のためには、児童・生徒の基本的生活習慣や体力、学習習慣や学力、児童・生徒間の人間関係、児童・生徒と家庭・地域との関係など、実態把握が欠かせない。

各学校では、日常的な観察とともに、養護教諭や学校医と連携した健康観察、コミュニティ・スクール委員会との情報共有、保護者会や面談等を通じた児童や家庭の状況把握を行い、ふれあい月間におけるアンケート調査（三鷹市調査：6月、11月、2月）や学校評価に関わるアンケート調査の結果を活用し、児童・生徒、保護者等を対象に担任やスクールカウンセラーによる面談を実施している。

また、小学校第5学年、中学校第1学年の児童・生徒を対象にスクールカウンセラーによる全員面談を実施しており、児童・生徒の実態を細かく把握するよう努めている。

(2) 日常的な取組

各学校においては、良好な児童・生徒及び教職員の信頼関係づくりを基盤に、学園・学校のきまりを徹底し、毎月の生活指導目標に基づく継続的な指導を行うことで、事故や問題行動の未然防止に努めている。問題行動の発生時には、校長のリーダーシップのもと一貫した指導方針に基づき、教職員が一致協力し役割分担を明確にして迅速かつ組織的に対応を行う。

また、長期欠席や新学期に欠席した児童・生徒については、状況調査や観察による実態把握を行うとともに、個人面談や家庭訪問などの迅速かつ適切な対応の徹底を行っている。

さらに、毎学期当初に連続して欠席した児童・生徒について調査を行い、不登校やいじめ等の背景の有無を早期に把握し、必要に応じて関係機関とも連携しながら丁寧な支援を行っている。

(3) 組織的な児童・生徒の実態把握と情報共有

各学園において小・中学校の教員による生活指導に関わる情報を共有し、発達段階を踏まえた小・中学校の組織的対応について検討・共有を行っている。また、生活指導に関する情報や暴力行為やい

じめ、不登校等の問題行動を蓄積・共有する「問題行動等状況記録シート」を活用し、校種間の対応の引継ぎを行っている。

3 いじめ防止対策の推進

(1) いじめ問題対策協議会によるいじめ防止対策の点検・評価

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定されたことを一つの契機として、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」（27年1月施行）を定め、条例に基づいて市が教育委員会とともに「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、教育委員会の附属機関として学識経験者、関係機関や保護者の代表などで構成される「三鷹市いじめ問題対策協議会」を設置した。

平成29年3月には、児童・生徒の現状や、各学園・学校の実践の成果及び課題、国や東京都の動向等を踏まえ、さらに実効性をもたせるために、三鷹市いじめ問題対策協議会、総合教育会議における協議を経て、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を改定した。

なお、方針の改定に合わせ、「いじめ防止リーフレット」（児童・生徒用、保護者・地域用）を作成・配布し、いじめ問題への周知徹底に取り組んだ。

いじめ問題対策協議会によるいじめ防止対策の点検・評価を行うとともに、「コミュニティ・スクール」を基盤とした小・中一貫教育の推進の一層の充実を図る中で、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」（改定版）に基づき、家庭、学校、市、教育委員会、コミュニティ、その他関係機関がより密接な連携を図り、総合的かつ継続的な取組を進めている。

(2) 学校いじめ対策委員会による組織的な対応の徹底

<「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」（平成29年3月 改定版）の主な改定内容>

- ・「いじめの定義」の周知・浸透
- ・「軽微ないじめ」に対する人権感覚の醸成
- ・密接な連携強化による総合的かつ継続的な取組の推進
- ・「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化
- ・「学校いじめ防止基本方針」及び相談窓口等の周知
- ・いじめの「認知」や「解決」の判断基準の明確化
- ・小・中学校9年間の継続した指導と、幼稚園・保育園との連携
- ・重大事態に対する対応の強化
- ・子どもが主体的に考え議論できる機会の確保
- ・SNSなど見えにくいいじめへの対応の強化

いじめに対しては深刻な人権侵害との認識に立ち、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」（改定版）を踏まえ、すべての市立小・中学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織的にいじめ防止対策を推進するために「学校いじめ対策委員会」を設置している。各学校において「学校いじめ対策委員会」が「学校いじめ防止基本方針」の見直しや、いじめ防止に関わる年間指導計画の作成、いじめの「認知」「解消」「解決」の判断、いじめの未然防止・早期発見・事案の実効的対処、関係機関との連携などいじめ防止対策推進の中心的機能を担い、アンケートや面談などを実施して児童・生徒の実態を細かく把握したり、教員研修や弁護士によるいじめ防止授業を活用したりするなど、計画的・組織的に未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、解消率の向上を図っている。

(3) いじめ防止対策への地域を挙げた参画の促進

各学校ではいじめ問題の解決に向けた児童・生徒による主体的な活動を推進しており、いじめに関する標語の作成や、いじめの防止や根絶を図るための熟議、児童・生徒と保護者、PTA、コミュニティ・スクール委員会委員が一緒にいじめ問題を考える協議会等が行われている。

また、学校やコミュニティ・スクール委員会、児童・生徒の健全育成に関する諸団体、地域住民など子どもを見守っている大人は、子どものいじめを防止するために、相互に情報共有に努めるとともに、いじめから子どもを守り通すよう協働して取り組んでいる。

4 市、教育委員会、学校、家庭・地域、警察や児童相談所等、関係諸機関との積極的な連携・協働による児童・生徒の健全育成の推進

(1) 関係諸機関との定期的な連携

教育委員会では年5回の生活指導主任会を実施し、小・中学校の生活指導主任、三鷹警察署、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカーによる情報交換や問題行動防止対策などの協議を行っている。

また、現代的な教育課題に対応するため、外部講師を招聘した研修を実施するとともに、教員間の情報交換を行い、その成果を各学校の生徒指導に生かしている。

さらに、三鷹警察署、立川少年センター、杉並児童相談所、市内小・中・高校の生活指導主任、教育委員会、児童委員、保護司、少年補導員、防犯協会会員など青少年をとりまく各種機関や団体で構成される「三鷹市青少年補導連絡会」との連携を強化することにより、児童・生徒の健全育成の推進を図っている。

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充と充実

教育相談員・就学相談員・市スクールカウンセラーがスクールソーシャルワーカーの機能を担い、就学前から義務教育修了まで(0歳から15歳まで)をカバーする教育相談体制を確立している。不登校、学校不適應の対応や子どもの貧困対策も含めた家庭支援を図る仕組みを活用しながら、子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の福祉・保健・医療等の各機関との連携のさらなる強化を図っている。

8 長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援

1 長期欠席・不登校状況にある児童・生徒の状況

三鷹市の不登校児童・生徒数は、全国や東京都よりもやや遅れる形で、令和元年度より顕著に増加してきた。令和6年度の長期欠席・不登校児童・生徒数は638人(前年度603人)で、前年度より5.8%の増加となっている。

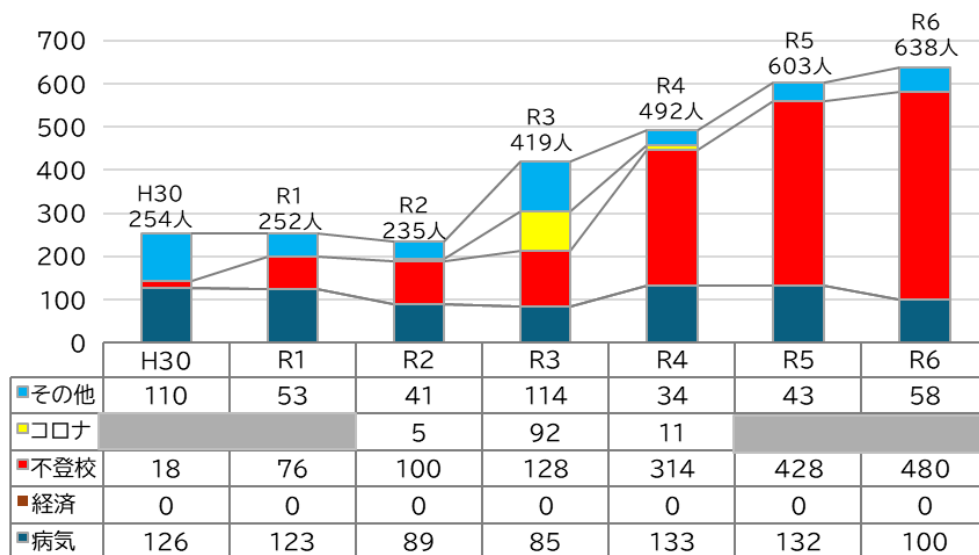
三鷹市の不登校児童・生徒の出現率については、全国や東京都のそれと同等かやや下回る数値を示しており、令和6年度出現率を見ると、国が3.86%、東京都が3.76%であるのに対し、三鷹市は3.68%となっている。三鷹市教育委員会としては、この出現率に着目し、一人ひとりを大切にする教育の実現に向けて、相談体制の充実、適応支援教室A-Roomによる支援などの不登校対策に取り組んできた。

※A-Roomについては、「9 教育支援の充実」の項(31ページ)を参照

<三鷹市における長期欠席・不登校児童・生徒への支援の取組>

- 欠席3日ルール(欠席1日目から電話、連続3日で家庭訪問)の周知・徹底
- 学校復帰を含む社会的自立に向けた適応支援教室A-Roomでの支援(令和2年度より)
- 児童・生徒1人1台学習用タブレット端末を活用した支援
- 三鷹市の暴力・いじめ・長期欠席の実態把握のための「問題行動等状況記録シート」及び長期欠席傾向にある児童・生徒の切れ目ない支援のための「登校支援シート」を活用した支援
- 総合教育相談室やスクールカウンセラー等の専門家による相談の実施

<三鷹市立小・中学校の長期欠席・不登校児童・生徒数の推移 平成30年度～令和6年度>



三鷹市立小・中学校における不登校児童・生徒数について、平成30年度からの7年間で大きく増加している背景には、令和元年度の文部科学省通知※を受けて、三鷹市における長期欠席者の区分の見直しを図り、より詳細に個々の状況や背景を丁寧に把握し、不登校の積極的な意味合いを評価した上で、支援をより充実させていくようにした経緯がある。

※令和元年10月25日付け文部科学省初等中等局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、不登校の期間が休養や自分を見つめなおす等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的な自立へのリスクが存在することに留意することも盛り込まれ、これまでの学校復帰という結果のみを目標とする支援だけでなく、自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目標にするという、支援の方向性の転換が図られた。

2 長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援の在り方に関する研究会の設置

年々、増加傾向にある長期欠席・不登校児童・生徒の実態や個別の支援ニーズを把握するとともに、既存施策の検証等を行い、新たな取組を検討するため、令和5年5月、「長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援の在り方に関する研究会」を設置した。研究会は、小・中学校の校長、生活指導主任、教育支援コーディネーター、保護者、教育委員会職員に加えて、学識経験者として医療、心理、学校教育の各領域から不登校に知見のある専門家を委員とし、教育・心理・医療の視点や、行政・教員・保護者の経験、実際に学校に行けない状態の子どもやその保護者の声などの多角的な視点で研究・協議を重ねた。

令和5～6年度の2年間に渡る研究・協議を通し、長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援の在り方について提言をまとめ、7年3月に三鷹市教育委員会に提出された。研究会は、コミュニティ・スクールを推進する三鷹市の強みを活かした子どもたちへの支援の在り方を提言しており、教育委員会において、具体的な取組を進めている。

3 一人ひとりを大切に教育の実現に向けた取組

令和2年度に開設したA-Roomによる支援等に加えて、各校の不登校支援の強化策として、校内支援教室支援員や中学校への不登校対応巡回教員の配置による不登校児童・生徒の居場所づくりや、学習機会の確保、保護者支援の充実、安全・安心・快適な学校風土づくり等への取組を進めている。

引き続き、これらの取組の成果や課題を検証しつつ、不登校支援策の強化に取り組むとともに、福祉部局をはじめとした市長部局との連携を図りながら、必要な施策の展開に向けて、検討を進めていく。

<令和6～8年度の取組内容>

令和6年度	◆市内公立小学校4校(第二小、第七小、南浦小、羽沢小)に校内別室支援員を配置し、校内別室支援を開始 ◆市内公立中学校に不登校対応巡回教員を1名配置し、市内5校(第一中、第二中、第五中、第六中、第七中)で校内別室支援を開始 ◆適応支援教室A-Room保護者会の開催
令和7年度	◆市内公立小学校8校に校内別室支援員の拡充配置 (継続:第二小、第七小、南浦小、羽沢小) (新規:第一小、第四小、高山小、中原小) ◆市内公立中学校に不登校対応巡回教員を2名拡充配置 (拠点校:第二中 巡回校:第四中、第七中) (拠点校:第六中 巡回校:第一中、第三中、第五中) ◆長期欠席・不登校児童・生徒の保護者の集いの開催 ◆相談リーフレットの作成 ◆学校風土実態把握調査の勉強会の開催
令和8年度	◆市内公立小学校15校及び中学校2校に校内支援教室支援員(校内別室支援員から職名変更)の拡充配置 (継続:第二小、第七小、南浦小、羽沢小、第一小、第四小、高山小、中原小) (新規:第三小、第五小、第六小、大沢台小、北野小、井口小、東台小、第五中、第七中)

	◆市内公立中学校に不登校対応巡回教員を2名継続配置 (拠点校:第一中 巡回校:第二中、第七中) (拠点校:第三中 巡回校:第四中、第五中、第六中) ◆長期欠席・不登校児童・生徒の保護者の集いの開催 ◆相談リーフレットの更新 ◆学校風土実態把握調査の検討会の開催
--	--

9 教育支援の充実

三鷹市では、通常「特別支援教育」といわれる一人ひとりのニーズに応じた支援は、「特別」なことではなく、自然で当たり前のこととして捉え、「教育支援」と呼んでいる。市の教育支援は、「三鷹市教育支援プラン2027」に基づき、教育、福祉、保健、医療等専門諸機関との連携を図りながら総合的に推進している。

1 三鷹市教育支援プラン2027の推進

「三鷹市教育支援プラン2027」は、障がいのある子もない子ども学校・家庭・地域の力を得て次代を担う人として自分の力を最大限伸ばし、共に学び、互いに尊重しながら、社会で自立できるよう育っていくことを支援することを目的としている。このため、教育委員会は、福祉・保健・医療等諸機関と連携し、0歳から18歳までの乳幼児・児童・生徒等に一人ひとりのニーズに応える教育支援を行うため、3つの基本目標を掲げて施策・事業を推進する。

◆基本目標

第1 学園・学校における教育支援の充実

- 1 学校教職員の教育支援に係る資質・能力の向上
- 2 校内委員会による校内支援体制の充実
- 3 個別指導計画・個別の教育支援計画の作成と活用の充実
- 4 小・中一貫教育による教育支援学級等での指導・支援の充実
- 5 交流及び共同学習の推進

第2 教育支援を推進する環境の整備

- 1 教育支援学級等の再編・充実
- 2 教育支援が必要な児童・生徒を支援する支援員の配置
- 3 医療的ケア児に対する支援体制の充実
- 4 総合教育相談体制の充実

第3 地域・関係機関(子ども家庭支援ネットワーク)と連携した切れ目のない教育支援の推進

- 1 子ども発達支援センターとの連携推進
- 2 障がい福祉との連携推進
- 3 幼稚園・保育園・小学校及び学童保育所等との連携推進
- 4 都立特別支援学校との連携推進
- 5 義務教育終了後の教育機関等との連携推進

◆重点施策

- 1 校長及び副校長、教員の職層に応じた教育支援に係る資質・能力の向上
- 2 教育支援コーディネーターの各学年配置の推奨
- 3 デジタル技術を活用した効率・効果的な計画作成の実証研究
- 4 在籍児童・生徒数や設置学校の教室数などを踏まえた教育支援学級の再編
- 5 自閉症・情緒障がい教育支援学級(固定制)の開設
- 6 特別支援学校就学相当児童・生徒へのインクルーシブ教育支援員の配置
- 7 医療的ケア児コーディネーターとの連携強化
- 8 子ども発達支援センターとの連携推進

2 教育支援学級の設置

(1) 三鷹市立小・中学校教育支援学級(固定制・通級制)

市では、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の中で、5つの学園に小・中一貫の教育支援学級(知的障がい・固定制)を設置するとともに、令和8年度から小学校に教育支援学級(自閉症・情緒障がい・固定制)を設置している。

また、小学校においては難聴、言語障がいの通級指導学級を設置している。

教育支援学級(固定制)

学園名	学校名	学級名
連雀学園	第六小学校	ふじみ学級(知的障がい)
	南浦小学校	おおぞら学級(自閉症・情緒障がい)
	第一中学校	I組(知的障がい)
三鷹の森学園	高山小学校	わか竹学級(知的障がい)
	第三中学校	I組(知的障がい)
三鷹中央学園	第七小学校	さくら学級(知的障がい)
	第四中学校	E組(知的障がい)
鷹南学園	東台小学校	くすの木学級(知的障がい)
	第五中学校	I組(知的障がい)
おおさわ学園	大沢台小学校	わかば学級(知的障がい)
	第七中学校	E組(知的障がい)

教育支援学級(通級制)

学園名	学校名	学級名
連雀学園	南浦小学校	きこえの教室(難聴)
		ことばの教室(言語障がい)

(2) 三鷹市立小・中学校校内通級教室

小学校における校内通級教室は、平成30年度から全小学校15校で巡回指導を開始し、中学校においても、令和2年度から全中学校7校で巡回指導を開始した。これにより、小・中一貫した児童・生徒の特性に応じた指導と支援を継続的に行う体制が整った。「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」に基づく自立活動を中心とした個別指導と小集団指導を行うことにより、行動のコントロールや対人関係面の向上が見られる通級児童・生徒が増加したことや、保護者・教員の理解が深まったことにより、校内通級教室利用児童・生徒数は、年々、増加傾向にある。

校内通級教室(情緒障がい等) 巡回指導体制 小学校

拠点校学園名	拠点校名	巡回校名
連雀学園	南浦小学校 むつみ教室	第四小学校
		第六小学校
三鷹の森学園	第五小学校 つばさ教室	高山小学校
東三鷹学園	北野小学校 けやき教室	第一小学校
鷹南学園	中原小学校 むらさき教室	東台小学校
にしみたか学園	第二小学校 さくら木教室	井口小学校
三鷹中央学園	第七小学校 ポプラ教室	第三小学校
おおさわ学園	羽沢小学校 せせらぎ教室	大沢台小学校

校内通級教室(情緒障がい等) 巡回指導体制 中学校

拠点校学園名	拠点校名	巡回校名
にしみたか学園	第二中学校 校内通級教室	第四中学校
		第七中学校
東三鷹学園	第六中学校 校内通級教室	第一中学校
		第三中学校
		第五中学校

(3) 自閉症・情緒障がい教育支援学級の開設

市立小・中学校における自閉症・情緒障がいのある児童・生徒への支援体制を強化するため、令和8年4月に自閉症・情緒障がい教育支援学級を開設した。開設にあたり、令和7年度に、安全対策や子どもの教育に配慮した教室に改修する工事を実施するとともに、学識経験者、学校関係者(校長・教員)、保護者代表、市職員をメンバーとした開設準備委員会を設置し、教育課程の検討を行った。

設置校 三鷹市立南浦小学校

学級数 2学級(児童数 10名)

学区域 市内全域

通学方法 徒歩、公共交通機関、保護者の送迎

3 総合教育相談室事業

(1) 相談事業

ア 就学相談

専門の相談員が保護者の心情をよく聞き取り、心理検査等の結果に基づいた客観的で専門的な相談を通して、通常の学級や固定制の教育支援学級、都立特別支援学校への就学等を検討している。また、入学後の適応状況についても把握し、継続的な相談を行う等、相談体制の充実を図っている。

平成29年度より、相談員をスクールソーシャルワーク機能を有する就学相談員へと位置付け、乳幼児・児童・生徒の適切な就学支援ができるよう、学校・幼稚園・保育園・療育機関等との連携を

強化している。

相談日(予約制):月曜日から金曜日まで(土・日、祝日及び年末年始を除く。)

時間:午前9時から午後5時まで

電話:0422-45-1151 内線 3258

イ 教育相談

児童・生徒の教育に関するさまざまな悩みや困りごとの相談に応じている。

相談日(予約制):月曜日から金曜日まで、第1・3・5土曜日

(第2・4土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)

時間:午前9時から午後5時まで

電話:0422-47-0110

ウ こころとからだの発達相談

小児科・精神科の専門医が児童・生徒の精神や身体発達(知的発達の遅れ、ことばの遅れ、夜尿、チック等)の相談に応じている。主に学校や総合教育相談室で何らかの相談を受けている子ども及び保護者に対して、医学的な面からの助言を行っている。

相談日(予約制):第2木曜日(小児科)、第3水曜日(精神科)

時間:午前10時から正午まで

電話:0422-45-1151 内線 3255

(2) 派遣事業

ア スクールカウンセラー

いじめ、不登校等児童・生徒の学校不適応の対応にあたって学校におけるカウンセリング等の機能を充実し、学校不適応等の課題解決を図ることを目的として、東京都及び三鷹市それぞれが小・中学校へスクールカウンセラーを派遣している。

また、市配置のスクールカウンセラーは、学園毎に同一の者を派遣するとともに、スクールソーシャルワーク機能を持たせることにより、小・中一貫した相談や家庭訪問支援等を継続して行う体制を整備している。

※都配置スクールカウンセラー:1校あたり年間38回派遣

市配置スクールカウンセラー:1校あたり年間48回派遣

イ 巡回発達相談員

発達に関する専門的知識・技能を有する巡回発達相談員が、小・中学校を巡回し、教員に対して支援が必要な児童・生徒に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行う。学校教育、発達相談、心理相談それぞれに精通した巡回発達相談員が、義務教育9年間を通して、児童・生徒に適切で継続的な支援を行っていきけるよう、学園ごとに同一の巡回発達相談員を配置し、相談事業の充実に努めている。

ウ スクールソーシャルワーカー

支援が必要な児童・生徒に対して、学校や福祉分野を含む関係機関との連携を図りながら、児童・生徒が置かれている家庭環境等へのケースワークを行い、課題解決への対応を図っている。また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、セーフティネットとしての支援を行っている。

総合教育相談室には、スクールソーシャルワーカー専任の教育相談員を配置し、小・中学校に派遣している市配置スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）への助言等を行い、三鷹市子ども家庭支援ネットワーク等との連携を図っている。また、総合教育相談室配置の就学相談員もスクールソーシャルワーク機能を有しており、家庭支援の観点を持った就学相談を行っている。

令和2年度から、適応支援教室A-Roomを担当するスクールソーシャルワーカーを配置し、総合教育相談室と連携した支援を行っている。

エ 連携支援コーディネーター

支援を要する子どもが適切な就学先を選択できる環境を整えるとともに、就学後の子どもの学びを支援するため、令和2年度から連携支援コーディネーターを配置している。子ども発達支援センターや障がい者支援課と連携し、就学前から学齢期以降までの切れ目ない継続的な支援を行う。

就学後の学びの支援として、連携支援コーディネーターが、各小・中学校を訪問し、教員が個別指導計画や個別の教育支援計画を作成する際のより良い観点や記述方法について指導、助言を行っている。

(3) 研修事業

ア 教職員に対する研修体制の充実

教職員が、教育支援に関わる基本理念を理解し、学級における児童・生徒の課題を発見し、的確な把握と適切な指導や支援を行って、児童・生徒一人ひとりのニーズに応えた教育を提供していくために、校長、副校長等の管理職をはじめとして、教職員への研修を実施している。

イ 教育支援コーディネーターの育成・養成

教育支援コーディネーターの校内での役割を明確化し、各学校で効果的な活躍ができるよう、支援を必要とする児童・生徒への指導方法や、個別指導計画・個別の教育支援計画の立案、校内委員会の運営等についての実務的な研修を実施している。

ウ 教育支援学級担当教員の育成

教育支援学級担当教員が、従来から教育支援学級で行ってきた障がい種別ごとの専門性に基づく指導と支援に加えて、発達障がいを含む児童・生徒への対応にも専門性をもたせ、各学校の教育支援コーディネーターと連携して、通常の学級担任への支援を行うことができるよう育成を行っている。

4 適応支援教室A-Room

三鷹市では、令和2年度から市立中学校の通級指導学級を校内通級教室に移行し、第二中学校及び第六中学校が拠点校となった。これに伴い、教員は巡回指導を開始したため、これまで通級指導学級が担ってきた長期欠席傾向にある生徒への対応が課題となっていた。そのため、元年11月に「三鷹市適応支援教室（仮称）開設に向けた実施方針」を策定し、2年度から適応支援教室A-Room（国における「教育支援センター」）を開設した。

A-Roomは、3つの機能を有している。1つ目は「学習機能」として、「長期に学校を休むと勉強についていけなくなるのではないか」という不安を和らげるよう学習を支援している。2つ目は、児童・生徒を対象とした「カウンセリング機能」として、児童・生徒自身が、何に困っていて、どんなことに不安を感じているのかを明確にした上で、課題を把握し、その対処方法をともに考えていく。3つ目は、保護者を対象とした「相談機能」として、児童・生徒を巡る家庭での困りごとが解決できるよう、内容に応じてきめ細かな教育相談を行っている。そのため、A-Roomには教員免許を有する学習指導員だけでなく、スクールソーシ

ャルワーカーを配置している。

現在A-Roomでは、在籍校と連携しながら、児童・生徒の状況を把握し、個に応じた支援を行うとともに、学習機会を保障することにより、児童・生徒が学校復帰を含めた自分らしい生き方を見付け、それに向かえるよう、在籍校と連携した支援を行っている。3年度には、発達段階に応じたきめ細かな支援を行うため、施設を拡張するとともに、人員体制を拡充するなど、環境整備及び組織体制の強化を図った。

※A-Roomの「A」の3つの意味

Assist: 支援する、Adjust: 適応する、Advance: 前進する

社会的自立、学校復帰に向けて、環境に適応し、前に進むことを支援する。



A-Room の教室の様子

10 幼・保・小・学童の連携推進

1 沿革

三鷹市における幼稚園・保育園と小学校・学童保育所等との連携事業は、「小学校入学に際しての不安を解消して、幼・保・小の段差を解消し、よりよいスタートが切れる環境を用意する」ことを目的として、就学前児童の小学校体験や、幼稚園教諭・保育園保育士と小学校教諭等との活発な交流機会を通して連携を推進している。本事業は、平成19年度より3つの小学校地区で取組を始め、22年度からは全小学校15地区において実施している。20年度には「三鷹市における幼稚園・保育園と小学校との連携推進委員会」を設置し、市における幼稚園・保育園と小学校との連携推進のための事業の評価・検証を行っている。

また、就学前から義務教育終了まで（0歳から15歳まで）の子どもを対象とする取組であることから、就学前児童を所管する子ども政策部と十分な連携を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら施策を推進している。

2 連携事業

「子どもに対して」「保護者に対して」「教員・保育士に対して」の3つの視点を軸に、各連携地区連絡会で地域の実態に合わせた取組のあり方を工夫し、実践を進めている。

(1) 子どもに対する事業

小1プロブレム等、小学校入学に際しての不安や幼・保・小の段差を解消しより良いスタートが切れるために、就学前児童が「小学校体験」「学童保育所体験」等の場や児童との異年齢交流の場を経験することにより、入学前後の不安が軽減されることを目指す。



▲幼・保・小・学童との連携地区連絡会

(2) 保護者に対する事業

入学に向けた保護者の不安に応えるため、保護者のためのガイドブック「うきうきどきどき 1年生」の配布などを行い、入学までに必要な情報を提供する。

(3) 教員・保育士に対する事業

入学前後の移行期を円滑で実り多いものにするために、各連携地区連絡会の中で幼稚園教諭・保育園保育士と小学校教諭・放課後児童支援員との活発な交流会、就学前児童に対する説明会、授業・保育の相互参観、学校・園便り・学童だよりの交換や情報の交換等を実施し、連携教育を推進する。また、幼・保・小の強固な連携により、就学前の学びを生かしたスムーズな小学校教育への移行に向けて、「小学校スタートカリキュラム」を実践し、教員や保育士等が共通理解のもと連携した取組を推進していく。

11 教員の養成・キャリア支援

「三鷹市立学校人財育成方針」（平成25年3月策定、28年1月一部改正）に基づき、キャリアパスに沿ったキャリア支援を展開することで優れた指導力と教育者としての愛情あふれる教員の育成を推進している。

意欲ある三鷹市にふさわしい教員の配置を進めるため、学校運営協議会の機能（任命権者への任用等の意見）やコミュニティ・スクール教員公募制度を有効に活用するとともに、特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構と連携し、教員インターンシップ制度としての「みたか教師力養成講座」の充実を図り、優秀な教員の育成に努めている。また、学校管理職、教員等の学校組織マネジメント能力の向上、教員の専門性向上を図る継続的な研修や、外部折衝力等充実した教育活動を推進する上でのマネジメント力の向上を図る「みたか教師力錬成講座」を開設している。

教員の職務実践を通じた自己実現の達成のために、上記の講座を含むキャリア支援等の充実を図り、子どもたちを導いていく教員のウェルビーイングの実現を目指す。

1 みたか教師力養成講座 －みたか学校インターンシップ－

学校教育、教育支援、児童福祉関係職等を目指す大学生や社会人を対象として、三鷹市にふさわしい教員の育成を図るため、授業での教科指導の補助や、校庭遊びの補助、部活動指導の補助など学校現場でインターンシップの場を提供している。また、子どもの発達、現状、放課後についてなど、さらに学びを深めることができる講座を合わせて開催している。



▲みたか教師力養成講座

2 みたか教師力錬成講座

学校経営や校務運営に生かす危機管理及び学校教育や学校経営の今日的な課題についての専門的な講座を開設し、教員のキャリア支援を行っている。

2年次、3年次の若手教員や、将来、学校管理職として学校運営を担うことが期待される主任教諭を対象として「外部との連携・折衝力」を向上させることを目指し、学校のリスクマネジメントについての基本的な理解を深め、学校組織の視点から、保護者や地域住民等に対して、組織的に対応する力や、学校組織を改善していく力を伸ばす講座を開催している。

12 研修・研究事業

1 学校の組織体制の充実

平成21年度から任用されている主任教諭、15年度から導入された主幹（教諭）、17年度に教頭から改称し、20年度から学校教育法上の職に位置付けられた副校長、26年度から任用が開始された指導教諭（主幹教諭と同等の職層）が、それぞれの職層・職責に応じて、組織的に学校経営の一層の改善を進めるとともに、人事考課と連動した教員の資質・能力の向上を図るための研修体系に基づく教員研修及び研究を充実させている。また、学校管理職、教員等の学校組織マネジメント能力の向上や、教育公務員としてのコンプライアンス（法令遵守）、服務規律の徹底を図る。

さらに、次期学習指導要領の方向性を踏まえ、資質・能力の確実な育成を基盤とした教育活動の充実に向けて、学校全体での組織的な指導体制の一層の強化とカリキュラム・マネジメントの推進を図っている。

2 教員の研修・研究

学校教育の一層の充実・発展のためには、その直接の担い手である教員の資質・能力の向上が極めて重要な課題である。教員研修の充実に努め、教員一人ひとりの実践的指導力をさらに高めていく必要がある。また、校内、学園内における研修・研究や自主的な研修等を一層奨励し、児童・生徒、保護者や地域住民からの期待や信頼に応える教育を進めなければならない。

そこで、教員一人ひとりの能力や特性、課題等に対応した実践的な研修を計画的に実施するとともに、管理職のマネジメント能力を高める研修や、将来学校管理職を目指す教員の育成のための研修、教育公務員の服務事故防止のための研修等を通して、市や学校における喫緊の教育課題への迅速な対応を図っていく。

小・中学校学習指導要領を踏まえ、各学校における各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせた「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業研究や評価に関わる研修、平成30年度（中学校は令和元年度）から先行実施となった「特別の教科 道徳」に関わる研修などを実施している。

また、次期学習指導要領において重視される、資質・能力を基盤とした教育の一層の深化、探究的な学びの充実、学習評価の改善の方向性を踏まえた授業改善に関する研修を充実させるとともに、ICTの効果的な活用による学びの変革や、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の更なる一体化に向けた実践的研究を推進している。

さらに、外部講師を招聘した専門的な研修の充実や教員同士の実践交流を通して、各学校における教育実践の質の向上を図っている。

主な研修	主な委員会
三鷹市立小・中学校合同研修、校長研修、副校長研修、主幹教諭任用時研修、学校マネジメント講座、主任教諭任用時研修 必置主任会（教務、生活指導、保健、研究） 小・中一貫コーディネーター研修、中堅教諭等資質向上研修 東京都若手教員育成研修（初任者研修、2年次研修、3年次研修） 五市合同夏季専門研修、情報セキュリティ研修 学校教育相談・教育支援に関わる研修 探究学習研究、学校図書館担当教諭等研修	人権教育推進委員会 自然教室実施委員会（小・中） 社会科副読本改訂委員会（小・中） ICT推進委員会 教育支援推進委員会 道徳教育推進委員会 成績一覧表作成委員会 キャリア教育担当者連絡協議会

3 研究協力校・研究奨励校

研究協力校(2年間)制度や東京都教育委員会や文部科学省の研究指定等を受けることなどにより、市や学校の教育課題の解決や市内全体の教育研究活動の充実及び活性化を図っている。

また、研究の成果については、学校の教職員のみならず、広く保護者や市民にも公開し、教育活動への理解や啓発を図るとともに、三鷹市全体の教育水準の向上に役立てている。

4 校内(学園)研修・研究

校内(学園)研修・研究は、各学校(学園)が直面する教育課題等を解決し、教員の指導力の向上を図ることにより、教育活動の質的改善・充実に資するために行われている。特に、学習指導においては、指導方法や指導形態等の工夫・改善を行うことにより、個に応じたきめ細かな指導の実現を図っている。さらに、学校公開等の機会を通して、校内研修等の成果を保護者や市民に広く公開し、常に授業の改善に努めている。

5 令和7・8年度 研究指定校一覧

	事業名等	指定校(学園)
三鷹市教育委員会	三鷹市教育研究協力校	令和6・7年度 東三鷹学園 令和7～9年度 連雀学園
	三鷹市教育研究奨励校	令和7年度 高山小学校 令和8年度 第四中学校
	三鷹市食育研究校	令和7年度 三鷹の森学園 令和8年度 連雀学園
東京都教育委員会	デジタルを活用した これからの学び研究校	令和6・7年度 第三小学校 令和8年度 第四中学校
	体育健康教育推進校	令和6・7年度 第六小学校
	人権尊重教育推進校	令和6・7年度 南浦小学校

13 学校における働き方改革の推進と組織的な学校運営の充実

三鷹市教育委員会では、平成30年3月に「三鷹市立学校における働き方改革プラン」を策定し、学校教育の質の維持向上を図るため、業務改善や意識改革等の様々な取組を進めてきた。

令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、教員の服務を監督する教育委員会に対し、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に則して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること及び当該計画の実施状況を公表することが義務付けられた。

東京都においては、令和6年3月に策定した「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を「業務量管理・健康確保実施計画」に位置付けたが、三鷹市においては令和8年7月に「三鷹市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、教員の働き方改革の一層の推進を図っていく。

1 三鷹市立学校における働き方改革プラン(平成30年3月策定)

学校をめぐる環境が複雑化、多様化するとともに教員の役割が拡大し、教員の長時間労働が全国的な課題として顕在化する中で、教員の長時間労働を改善し、教員が担うべき業務に専念できる環境を整え、学校教育の質の向上につなげるため、平成30年3月に策定した。①教員が担うべき業務に専念できる環境の確保、②教員の意識改革、③部活動の適正化の3つの方向性を柱とした具体的な取組内容を列挙し、保護者や地域の理解のもとに推進することとしている。

2 これまでの取組

(1) 教員が担うべき業務に専念できる環境の確保

平成30年度から、学校の電話に留守番電話機能を付加し、教員が勤務時間外に保護者等からの電話に対応する負担の軽減を図った。さらに、令和6年度には保護者等との連絡を適時適切に行えるよう各学校の電話回線を一律4回線まで増設した。7～8年度は、各学校の電話回線への留守番電話装置に取り組んでいる。

令和2年7月に教員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項について、「三鷹市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」を定めるとともに、3年度から同方針を踏まえ、産業医を選任し、長時間労働への面接指導や保健指導等を行うなど、労働安全衛生管理体制を強化することで組織的に教職員の健康確保を図っている。

人員体制について、学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助などを行うスクール・サポート・スタッフの全小・中学校への配置、主に低学年の学級担任業務を補助するエデュケーション・アシスタント(学級数に応じて1～2名)の全小学校への配置を継続するとともに、これまで配置を拡充してきた副校長業務支援員についても令和8年度から全小・中学校に配置している。

部活動の学校外活動の引率にも対応できる部活動指導員については、全中学校で休日に活動している全ての部活動への配置を目指している。

また、市配置のスクールカウンセラー(スクール・ソーシャル・ワーカー機能を併有)の中学校への配置、都配置のスクールカウンセラーの配置を継続するとともに、校内支援教室支援員を令和8年度から全小学校と中学校2校に拡充し配置している。

このほか学校図書館司書、ALT(外国語指導助手)など多様な専門スタッフの配置を継続し、「チーム学校」として児童・生徒や家庭への支援の充実と、教員が担うべき職務に専念できる環境整備を

進めている。

(2) 教員の意識改革

休暇が取得しやすい夏季休業中には、連続7日以上为学校閉庁日を設けることとし、教員の休暇取得の促進及び休暇制度の啓発を進めている。また、令和元年度には「三鷹市公立学校の管理運営に関する規則」を改正し、教育職員の時間外在校等時間の上限を1月当たり原則45時間以内とするなど、教育職員の業務量の適切な管理を行っている。また、タッチパネルによる出退勤確認により客観的な在校等時間が把握できるシステムを導入し、働き方の見える化を進めるとともに、会議の精選や定時退庁日を設けるなど、地域や保護者の理解を得ながらライフ・ワーク・バランスを意識した教員の意識改革を進めている。さらに令和7年度・8年度は夏季休業期間中に希望者を対象にテレワーク（在宅勤務）を試行実施し、柔軟な働き方の実現に向けた取組を進めている。

(3) 部活動の適正化

平成30年度に策定した「三鷹市立中学校における運動部活動の方針」を、令和元年度には「三鷹市立中学校における部活動の方針」として改定し、運動部のみならず全ての部活動において適切な休養日の設定等を行う方針を明確にした。

さらに、学校教育のより一層の質の向上と、学校における働き方改革及び部活動の地域展開の一環として、令和3年度に「三鷹市立中学校部活動の在り方に関する検討委員会」を設置、4年度には、庁内外の関係部署・団体に委員を拡充し、更なる検討を進め、報告書を取りまとめた。また、休日の部活動の指導を担う地域の人財を部活動指導員として新規に任用を進めるとともに、新たな地域クラブの一つとして「地域合同部活動」の展開を開始した。5、6年度は、関係者による連絡協議会にて地域と連携した部活動改革についての検討を行うとともに、6年度からは地域諸団体と連携して「地域クラブ型部活動」の展開を開始した。

7年度以降は、「学校部活動」においては、平日は教職員が、休日は地域の人財が部活動指導の役割を担うことを基本とし、休日に活動する約60部活動に対してコミュニティ・スクール委員会等と連携を図り部活動指導員の配置を目指すとともに、「地域クラブ型部活動」「地域合同部活動」の展開においても引き続き、関係機関との連携を強化し立ち上げ支援を行うなど、子どもたちが放課後、多様な活動に取り組むことができ、教員の働き方改革にもつながる部活動改革を進めている。8年度は、学校施設の地域開放に関する業務や、地域クラブ活動の運営等を担う組織の設立に向けた検討を進めている。

3 三鷹市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(令和8年7月策定)

これまでの「三鷹市立学校における働き方改革プラン」（平成30年3月策定）等に基づく教員（＝教育職員）の働き方改革の取組を踏まえ、教員の時間外在校等時間の削減を着実に進め、ライフ・ワーク・バランスの向上を図るため、令和8年4月1日に施行された改正給特法に基づき、令和8年7月に策定した。

(1) 目標

- ①1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間以下とする
- ②時間外在校等時間が月80時間を超える教員の割合を0%にする
- ③教育職員のストレスチェック「仕事のコントロール」の健康リスクの値を100以下とする※
- ④教員としての仕事そのものについて満足している教員の割合を80%以上にする

※100を全国の平均値とし、数字が小さいほど良好な傾向を示す。

(2) 期間

令和8年度から令和11年度までの4年間としている。

(3) 重点取組内容

ア 教員が担うべき職務に専念できる環境の整備と業務改善

学校徴収金の徴収・管理、スクールロイヤーの導入、調査・統計等の精査、部活動の適正な運営と地域展開、教員の業務を補助する支援員の適正配置、児童・生徒や家庭への支援の充実に向けた専門スタッフの適正配置

イ 学校における取組の推進

タイムマネジメントを意識した働き方の推進、小学校における教科担任制の推進、学校行事開催の工夫、会議・研修の見直し、効率化、スクール・コミュニティ推進員との連携

ウ 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

三鷹市教育委員会学校安全衛生推進会議の開催、産業医による面接指導、休暇取得の促進、テレワーク（在宅勤務）の導入

(4) フォローアップ

校務支援システムの出退勤管理システム、教員を対象に実施するストレスチェック及びアンケートの結果から目標の達成状況を把握し、課題がみられる学校に対しては個別の支援・指導を実施する。また、計画の実施状況や目標達成状況を毎年公表し、取組内容について保護者や地域への理解・協力を努めていく。

14 就学援助・就学奨励・大学等進学応援金

1 就学援助

経済的理由によって就学困難な市内在住の学齢児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を給付し、小・中学校における義務教育の円滑な遂行を図っている。新入学学用品費については、平成29年度以降、希望する者への入学前支給を開始した。また、三鷹市立小・中学校において学習用タブレット端末が導入されたことに伴い、令和3年1月以降、助成費目に機器等補償費を加えた。さらに、7年度よりオンライン申請を導入し、保護者の利便性の向上を図っている。

助成対象	市内に在住し、国公立の小学校及び中学校に通学する児童・生徒のいる保護者で生活保護を受けている者(要保護児童・生徒)及びそれに準ずる程度に生活困難と認められた者(準要保護児童・生徒)
助成費目	学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費(新入学準備金を含む)、校外活動費、修学旅行費、給食費、体育実技費、医療費(学校保健安全法に基づく疾病のみ)、機器等補償費(三鷹市立小・中学校在籍児童・生徒のみ)

2 教育支援学級就学奨励

小・中学校の教育支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減し、教育支援の振興に資するための助成を行っている。

助成対象	市内に在住し、国公立の小学校及び中学校の教育支援学級に在籍若しくは通級する児童・生徒(要保護及び準要保護児童・生徒を除く。)のいる保護者で世帯の所得が一定基準以下の者(ただし、通学費を除く。)
助成費目	学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、通学費、職場実習交通費、体育実技費

3 大学等進学応援金

令和8年度より、大学等に入学した方に対して、世帯の経済状況に応じ、修学に係る経済的負担の軽減を図るため、「大学等進学応援金」を支給し、若者の学びを応援している。

支給対象	以下の全ての要件を満たす方 (1) 一定の要件を満たした大学、短期大学及び専門学校(大学等における修学の支援に関する法律に規定する確認大学等のうち高等専門学校を除く。)へ進学していること。 (2) (1)の学校に入学した日の属する年度の初日において、生計維持者(父母等)が三鷹市に6か月間居住していること。 (3) 前年中(1月1日から12月31日まで)の世帯全員の所得金額が三鷹市就学援助基準額以下であること。 (4) 次のいずれかに該当していること。 ア 高等学校等を卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学する日までの期間が2年を経過していないこと。 イ 高等学校卒業程度認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学する日までの期間が2年を経過していないこと。
------	---

	ウ その他ア・イと同等と認められる場合(外国の学校教育の課程を修了した方で、大学等へ入学する日までの期間の要件に該当する場合など)
支給金額等	10万円 ※1人1回限り、入学年度に限り申請可能

15 学 校 保 健

学校保健とは、学校教育の基礎となる児童・生徒の健康維持・増進、安全を確保することを目的とし、そのための健康教育や健康診断などの保健管理、学校環境衛生検査などの諸活動を推進していくことである。

学校医、学校歯科医、学校薬剤師を各学校に配置し、協力を得て実施している。

1 各種検診・検査の実施

毎年6月末までに、身長、体重の計測と、学校医（内科、眼科、耳鼻科）、学校歯科医による健康診断を実施している。その他、視力、色覚、聴力、結核、心臓、腎臓、脊柱側弯症、運動器などの検診・検査を実施している。

種 別	小 学 校						中 学 校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
身体測定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
視力検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色覚検査	△	△	△	△	△	△	△	△	△
聴力検査	○	○	○	△	○	△	○	△	○
内科検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
眼科検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
耳鼻科検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
脊柱側弯症検診	校医により要検査の指示があった者						小学校と同様		
運動器検診	調査票により抽出された者						小学校と同様		
歯科検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
結核検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心臓検診	○	校医により要検査の指示があった者					○	小学校と同様	
腎臓検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※△は、検査希望者のみ

2 学校環境衛生

児童・生徒が快適に学校生活を送れるように、学校環境の維持向上を図るため、学校薬剤師による飲料水検査、プール水質検査や給食調理器具などの衛生点検をはじめ、照度検査や騒音検査、教室の空気検査、ダニ又はダニアレルゲン検査などを必要に応じて実施している。

3 学校歯科保健教育

生涯にわたる口腔の健康づくりの基盤とすることを目的に、市立小学校第3学年の児童を対象に、歯科衛生士による歯科保健教育を実施している。

また、令和8年度からは、市立中学校第1学年の生徒を対象に追加して実施する。

4 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度であり、学校安全の普及充実を図るとともに、学校管理下における児童・生徒の負傷、疾病、障害、死亡について医療費、見舞金の給付を行い、学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(1) 加入・掛金

児童・生徒が全員加入している。掛金は、児童・生徒一人あたり年額935円で、市が全額負担して

いる。

(2) 給付内容

保険診療による総医療費が5,000円以上の場合に支給する。医療費の給付金額は、療養に要した費用の額の4/10(うち、1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)である。

5 感染症対策

学校教育活動の継続を前提とした上で、各種感染症の感染拡大を防止するため、平時から「家庭との連携による児童・生徒の健康状態の把握」、「適切な換気の確保」、「手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」といった対策を講じている。地域や学校において感染症が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童・生徒等の学びを保障している。

16 学 校 給 食

1 沿革

三鷹市の学校給食は、昭和22年12月から第一小学校において週3回の給食を開始したのが始まりである。その後、29年に学校給食法が制定されたことを受け、三鷹市として本格的に学校給食の実施を目指し、小学校では32年から34年にかけて、第一小学校から第七小学校、大沢台小学校及び高山小学校の全9校(当時)で週5回の完全給食が実施された。

中学校ではこれより15年遅れ、49年から50年にかけて第一中学校から第五中学校の全5校(当時)で週5回の完全給食が実施された。

その後、新たに開校した学校もすべて給食を実施し、59年からは市立小・中学校全校で、週5回の完全給食を実施している。

2 三鷹市の学校給食の特色

三鷹市の学校給食は、安全で、おいしい給食を提供するため、以下のような特色のある取組を進めている。

(1) 調理方式

すべての学校に給食室があり、各校で給食を作る自校調理方式で実施している。

(2) 栄養職員の各校配置

各校に栄養職員(栄養士)1人を配置し、献立を作成している。

(3) 食材登録制度・業者登録制度

安全な食材を使用するため、「食材登録制度」と「業者登録制度」により、安全・衛生管理に努めている。食材登録制度とは、学校給食で使用する食材の安全性を確保するため、栄養成分、添加物成分、微生物検査結果などから、食材を選定し登録する制度である。食材は可能な限り国産品を登録している。また、業者登録制度とは、学校給食の食材納入業者を書類審査と現地調査により選定し登録する制度である。

(4) 三鷹市学校給食運営委員会

学校給食の充実に向けて、学校長、学校栄養職員、PTA代表、保健所職員、教育委員会事務局職員で構成する「学校給食運営委員会」を組織し、給食の献立・衛生管理・その他運営方法等に関する検討を行っている。

また、安全で良質な食材が供給できるように、同会において納入業者及び食材の登録事務、食材の安全管理、納入業者への安全・衛生指導などの業務を行っている。

(5) 衛生管理

調理中の衛生管理を徹底するために、学校給食法で定める学校給食衛生管理基準に準拠した「三鷹市学校給食衛生マニュアル」を作成し、マニュアルに沿った衛生管理を行うことで食中毒防止に努めている。また、マニュアルは最新の衛生管理手法を取り入れるために随時改定を行っている。

(6) 食物アレルギー疾患対応

「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル(令和6年10月改訂版)」を基本として、学校での配慮等を希望する児童・生徒を対象に、主治医のアレルギーに関する所見を記載した「学校生活管理指導表」に基づいた対応を行っている。

各学校では、「学校生活管理指導表」に記載された主治医からの正確な情報・指示に基づき、校内体制を含めた取組方法を組織的に検討した上で、保護者と面談を行い、個々の児童・生徒の対応を

決定する。緊急時の対応については、病型、症状等に応じた体制を学校全体で確認し、校内研修を実施するなど、学校における食物アレルギー疾患対策を推進している。

(7) 献立

季節の行事にちなんだもの、旬の食材を用いることで季節感のある献立としている。また、主食には、我が国の伝統食であり栄養バランスが取れ、評価の高い「米」を活用した週3～4回の米飯給食に取り組みとともに、パン類、麺類の給食とのバランスを考慮しながら、多様な食材から必要な栄養を摂取できるよう配慮している。

3 学校給食の充実に向けて

(1) 学校給食調理業務委託

教育委員会では、「三鷹市立小・中学校給食のあり方検討委員会」の検討結果報告書（平成18年2月）を踏まえて策定した、「学校給食の充実と効率的運営に関する実施方針（18年9月）」に基づき、食の安全の徹底を基本におきながら、学校給食の効率的運営を図るため、平成19年度から学校給食調理業務の民間委託を順次開始し、令和5年度に全ての小・中学校で委託実施となった。

また、委託実施校ごとに「学校給食運営協議会」を設置し、委託による効果や課題、改善方法について年1回協議・検討を行っており、給食内容についても児童・生徒、教職員、保護者ともに概ね好評である。

今後は、学園単位を基本とした委託事業者更新を行っていく。

(2) 三鷹産野菜の活用

新鮮でおいしい給食を提供できるとともに、作物の生育や働いている生産者を身近に見ることができるなど多くの教育的効果が得られること、さらに地産地消を促すものとして、三鷹産の季節の野菜を購入し給食に取り入れている。給食における市内産野菜の活用推進については、平成27年度に東京むさし農業協同組合三鷹支店、三鷹市、三鷹市教育委員会の3者で締結した「学校給食における市内産野菜活用推進に関する協定」に基づき、関係団体等との連携を図りながら、野菜の供給システムの構築などの可能性について検討を行うなど、使用率向上に向けた具体的な方策について検討してきた。28年度からは、市内産野菜を使用した「三鷹産野菜カレーの日」を市内全小学校の給食で実施し、現在も継続して実施している。



▲「三鷹産野菜の日」の献立

農産物の地産地消の促進を図るため、給食における市内産野菜の使用率を30%まで引き上げることを目指している。現在は、市内農家から直接又は東京むさし農業協同組合三鷹支店を通して市立小・中学校に市内産野菜を納入する体制を整え、市内産野菜の購入費を拡充し、使用率の向上に努めている。なお、令和7年度の給食における市内産野菜の使用率は18.3%となっている。

4 学校給食における姉妹町等の食材の提供

給食食材の調達における他自治体との連携と食育の推進を図るため、令和7年度は福島県矢吹町及び茨城県利根町から特別栽培米、千葉県木更津市より有機米、兵庫県たつの市よりそうめんばちを購入し、市立小・中学校の学校給食で提供した。8年度も引き続き他自治体と連携し、食材を購入する。

5 学校給食費の公会計化

令和4年度まで学校給食費の徴収・管理を学校で行っていたが、5年度からは、より透明性を高め、適正な債権管理を行うため、三鷹市が予算を計上して学校給食費の徴収・管理を行う「公会計制度」を開始した。

6 学校給食費の無償化

学校給食費に係る保護者負担を軽減するため、東京都の東京都公立学校給食費支援事業を活用し、令和6年4月から三鷹市立小・中学校における児童・生徒の学校給食費の無償化を開始した。

7 学校給食費単価の改定

近年の物価高騰に対応し、引き続き栄養バランスや必要量を保った学校給食を実施するため、令和8年4月から学校給食費を改定し、増額した。

	(改定前)1食単価	(改定後)1食単価	改定額
小学校 低学年	290円	320円	+30円
小学校 中学年	310円	340円	+30円
小学校 高学年	330円	360円	+30円
中学生	370円	410円	+40円

8 学校給食代替費補助金の支給

食物アレルギー、宗教等のやむを得ない事情や、調理場等の工事・点検等で学校給食を提供できない場合に、弁当を持参している児童・生徒の保護者に対し、学校給食費の無償化を受ける児童・生徒の保護者との公平を図るとともに、経済的負担を軽減するため、令和7年4月から、学校給食費相当額の補助金支給を開始した。

9 A-Roomにおける学校給食の提供

三鷹市立適応支援教室(A-Room)に通う児童・生徒が午後も通所する場合、原則弁当持参としていたが、令和7年4月から中学生、同年10月から小学生を対象に、A-Roomにおいて学校給食の提供を開始した。

17 学 校 施 設

1 学校施設建設のあゆみ

教育委員会が発足した昭和27年当時の三鷹市は、小学校5校と中学校1校だけであった。義務教育の延長と多摩地区の都市化により児童・生徒数が増加している中、まず、取り組まなければならなかったのは、学校の建設であった。さらに、30年代の半ばには、校舎の鉄筋化にも着手し、40年代には学校の新設及び改築のピークを迎えた。40年代後半になると市の人口の増加は落ち着いてきたものの、依然として、児童・生徒数は増加傾向にあり、50年代は大規模校の解消や適正配置のための新設や増築が行われた。60年を前後として、小学校の児童数、次いで中学校の生徒数が減少傾向に転じ、学校施設の新増築事業は終了した。現在、三鷹市には、小学校15校、中学校7校がある。

その後は、老朽化した校舎・体育館の建替工事を実施した。平成11年2月に第三中学校校舎・体育館、13年7月に高山小学校校舎・体育館、20年3月に第二中学校体育館、23年3月に東台小学校校舎、23年5月に第五中学校体育館の建替えが完了した。さらに、第三小学校では24年12月に新校舎が、26年3月に校庭・外構が整備され、建替工事が完了した。



▲建替え後の第三小学校校舎

2 学校規模の適正化

三鷹市の総人口は、令和15年にピークを迎え、その後、徐々に減少に転じるものと推計されており、年少人口（0～14歳）についても同様の傾向が予想される（参考：三鷹市将来人口推計 令和5年9月 三鷹市発行）。一方で年少人口は地域差があることから、地域の実態に合わせた小学校の普通教室の確保が課題となっている。なお、年少人口増加の要因となる新規の宅地開発や中規模以上のマンション建設は、特定の地域に集中する傾向があり、児童・生徒数の変化にも地域差が生じている。直近では、下連雀五丁目第二地区開発事業への対応として、30年1月に定めた「下連雀五丁目第二地区開発事業への対応方針」に基づき通学区域の変更を行った。

また、令和2年度に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が一部改正されたことに伴い、小学校において段階的に35人学級編制へ移行し、7年度に全学年において35人学級編制となったことにより、学習環境の充実化が図られた。中学校においても、35人学級編成への段階的な移行について10年度に完了する見込みである。

今後、地域特性や人口動向を考慮した年少人口の将来予測シミュレーションを行うとともに、適正な学習環境の確保に向けた取組を進めていく。

3 安全で快適な学校環境の整備

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、災害時に地域の防災拠点としての役割を担う施設であることから、学校施設の適切な維持保全や建替えなどを進めるための基本的な考え方や方向性を示す計画として、令和4年度に「三鷹市新都市再生ビジョン」を策定した。

引き続き同計画に基づき、大規模改修、空調設備の更新などの事業を計画的に実施していく。

(1) 中原小学校建替え

中原小学校の建替えについて、令和6年度に提出された建替検討委員会からの基本コンセプトを

取りまとめた提言書を踏まえ、7年度は、施設配置や建替工程を盛り込んだ基本プランを策定し、12年度の開校に向けて基本設計に着手した。設計にあたっては学校3部制に対応した施設機能を検討するとともに、引き続き地域の合意形成を図りながら進めていく。

(2) 大規模改修工事等の推進

平成27年度中に市立小・中学校施設の耐震化率が100%となったことから、学校施設の長寿命化及び防災機能強化を図り、安全で快適な教育環境を整備するため、大規模改修工事等を推進している。屋上防水、外壁塗装、窓改修、バリアフリー施設の整備とともに、照明器具のLED化や非構造部材の耐震対策等に取り組んでいる。令和8年度以降も計画的に大規模改修に係る設計並びに改修工事を進めていく。



▲長寿命化改修後の第二小学校

(3) 学校トイレの改修

学校トイレについては、平成29年度から洋式化、床のドライ化、バリアフリー化へ向けた改修工事を計画的に推進している。29年度に46.6%であった洋式化率は、令和7年度に全市立小・中学校の校舎及び体育館トイレで洋式化率100%を達成することができた。



▲改修後のトイレ(井口小学校)

(4) 空調設備の整備・更新

児童・生徒の更なる良好な学習環境を整備するため、平成22年度から市立小・中学校への空調設備整備を実施し、29年度にすべての普通教室・特別教室の整備が完了した。また、夏季の熱中症対策を含めた環境整備、避難所としての機能強化を図るため、令和元年度から3年度にかけてすべての小・中学校体育館への空調設備の整備にも取り組み、整備率100%を達成した。7年度からは、建替え・移転予定の学校や元年度以降に空調設備を更新した学校を除く16校について、4年計画で耐用年数を迎える普通教室等の空調設備の更新に着手し、計画的に快適な学習環境の確保に努めている。

(5) 運動場の芝生化

学校施設においても環境負荷の低減に対応した施設づくりが求められていることから、環境を考慮した施設整備に取り組んでいる。市立小・中学校では、ヒートアイランド現象の緩和及び学校と地域が協力した環境教育の向上を図るため、都補助事業を活用し、校庭芝生化整備を実施している。これまで整備を実施した学校は、小学校7校、中学校4校の合計11校となっている。

18 学校版環境マネジメントシステム

1 事業の目的・趣旨

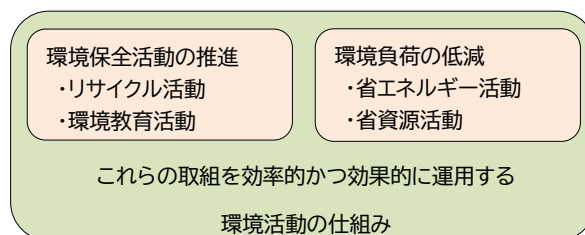
環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）とは、組織が環境負荷を低減するとともに、環境貢献に資する活動等に自主的に取り組むための仕組みであり、環境目標・実施計画を立て（PLAN）、運用し（DO）、点検・評価し（CHECK）、改善する（ACT）という、「PDCAサイクル」を繰り返し、成果の向上を図るものである。

三鷹市では、平成17年2月に三鷹市環境センター、18年12月に市庁舎等においてEMSに関する国際規格ISO14001の認証を取得し、それ以外の全ての市営施設についても、順次、市独自の簡易版のEMSを導入し、環境負荷の低減に向けた取組を進めてきた。市立小・中学校では23年10月から、簡易版EMSを学校用に修正した「学校版EMS」をモデル校3校で導入し、24年5月より全小・中学校で運用を開始した。

三鷹市は、令和元年12月にISO14001の認証登録を辞退したが、SDGsの目標実現を目指す市独自の環境マネジメントシステム「みとかE-Smart」の運用を開始しており、市立小・中学校においては、これまでの学校版EMSを継続し、教職員、児童・生徒、保護者等が連携・協働しながら、環境負荷の低減に向けた取組を推進している。

2 事業概要

毎年、学校ごとに、環境保全や環境負荷低減に向けた取組の「基本目標」及び、電気・ガス・水道の使用量削減を目指す「エネルギー削減目標」を設定し、PDCAサイクルで取り組むとともに、施設管理に求められる環境関連の法令順守や毒物及び劇物等の適正な管理などを徹底している。



①学校が独自に設定する「基本目標」と、電気・ガス・水道の削減をめざす「エネルギー削減目標」を達成するために、教職員、児童・生徒の行動を含めた取組を進めます。

②環境関連の法令順守とともに、毒物及び劇物等管理簿の適正な管理を行います。

▲学校版EMSの概略

3 具体的な取組等

各校において、教職員によるエアコンの適切な温度管理、放課後の教室の消灯確認、漏水の早期発見のためのこまめな水道メーターチェックなどが日常的に行われており、働き方改革と省エネ活動をともに推進していく機運も高まっている。

児童・生徒の学校版EMSへの取組は、総合的な学習の時間や各教科での環境教育やSDGsの学習とあわせて推進されている。

各学校では、電気、ガス、水道使用量の削減に努めるとともに、ごみの分別とリサイクルの推進、紙の再利用によるごみの減量など、環境負荷低減に向けた目標を掲げ、教職員と児童・生徒がともに積極的に取り組んでいる。

19 デジタル技術を活用した魅力ある教育環境の整備

児童・生徒が授業等でデジタル技術を活用した教育環境において、主体的に学習活動を行うとともに、教員が工夫を凝らした指導を行うなど教育活動・内容の充実を図るため、デジタル技術を活用した授業モデルの研究、成果の検証、活用事例の共有に取り組んでいる。

また、学習効果の向上や教員の校務事務の効率化を図るため、デジタル教材・教具の活用策の検討、教職員の研修サポート体制の整備、情報セキュリティ機能の向上などを考慮しながら、デジタル技術を活用した教育環境整備と適切な運用管理を進めている。

令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の影響による休校により、教育課程に遅れが生じることが懸念されたため、国の施策であるGIGA（ギガ）スクール構想※により、緊急時において子どもたちの学びを保障できる環境を確保するとともに、個別最適な学びを実現するため、三鷹市立小・中学校の児童・生徒1人1台の学習用タブレット端末を整備し、その活用を進めている。

※GIGA（ギガ）スクール構想：1人1台端末と通信ネットワークの一体的な整備により、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育環境の実現を目指す国の構想である。これまでの教育実践とデジタル技術とを効果的に融合させ、児童・生徒の力を最大限に引き出す。GIGAスクールのGIGAとは、Global and Innovation Gateway for Allの略である。

1 1人1台学習用タブレット端末を効果的に活用するための環境整備

1人1台学習用タブレット端末は、回線付きタブレット端末を導入し、家庭や校外学習など学校以外でも利用できる学習環境として整備、活用している。

令和2年度に導入した学習用タブレット端末の更新時期を迎えたことから、7年度に更新を行った。より堅牢なキーボード一体型ケースやタッチペンの導入、学習eポータルの導入を行うことで、学習用タブレット端末の活用を促進する環境整備も行った。さらに、課題となっていた各学校のインターネット回線について増強を図り、安定的な通信環境を確保した。

なお、学習用タブレット端末の効果的な活用を図るため、学習用タブレット端末の画面投影により、教材や児童・生徒の考えを瞬時に一斉提示、共有することができる環境として、短焦点プロジェクタを全校の普通教室に導入し、活用している。

また、東京都の補助金を活用して、各学園にデジタル利活用支援員を配置し、令和2年度から継続して教員や児童・生徒の学習用タブレット端末の活用支援を行っている。

2 小・中学校のデジタル技術を活用した教育環境のさらなる充実

令和5年8月に教育ネットワークシステムの更新を行い、セキュリティを確保しながら、一部機能をクラウド環境へ移行するなど教職員の利便性向上を図った。

6年12月には、学校ホームページ作成システムを更新し、教職員用の学習用タブレット端末から学校ホームページの編集等ができる環境を整備した。

また、7年4月に学校図書館システムを更新し、これまでオンプレミスで構築していた環境からクラウドサービスへの移行を行うとともに、学習用タブレット端末を活用した蔵書検索や本の貸出履歴の確認ができる環境を整備した。

校務支援システムのタッチパネルによる出退勤管理及びワークフローによる出張・休暇の電子申請・承認、職員室設置の大型モニターによる情報共有（スケジュール、動静情報、児童・生徒の出欠情報など表示）などにより、さらなる校務事務の効率化を進めていく。

さらに、校務支援システムの機能を拡張し、保護者、児童・生徒、教員が便利に活用できる3種類のア

プリを提供し、保護者用アプリによる欠席連絡や学校からのお便り配信、児童・生徒用アプリによる学習教材や学習履歴の確認、教員用アプリによる学びの状況確認など更なる効果的な活用を進めていく。

また、6年4月から教職員向けのダッシュボード機能を実装し、児童・生徒の学力や体力、健康観察の状況等を個人・学級・学校単位で可視化することで、個別最適な学びを進めるための環境整備を行っている。

※「4 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実」の項(14ページ)も参照

3 情報セキュリティの取組

学校が保有する情報の保護と適切な管理を継続する体制を整備するため、平成28年6月に「三鷹市立学校情報セキュリティ基本方針」を策定した。令和3年1月には学習用タブレット端末及び学習支援クラウドサービスの導入と合わせ、同基本方針を改訂し、5年7月に教育ネットワークシステムの更新に伴い、同基本方針の改訂を行うなど、適切な運用を行っている。

また、教育ネットワークシステムのセキュリティ対策と合わせ、更なる教職員のセキュリティ意識の向上を目指して研修等を実施し、すべての教職員等への情報セキュリティの必要性及び責任について、理解の促進を図っている。

20 学校・地域の安全対策

1 地域ぐるみの安全対策

児童・生徒の安全確保及び学校における安全管理の徹底を図るため、防犯・防災の視点を踏まえた安全指導を実施し、学校内の危機管理体制を充実させる取組を行っている。また、市の安全安心課が市民ボランティアや事業者等の協力を呼びかけて実施している「安全安心・市民協働パトロール」と連携し、「安全安心メール」や「三鷹市地域安全マップ」を活用するなど、学校と地域・関係諸機関とのネットワークを基盤に総合的な安全対策を推進している。

2 学校安全推進員(みたかスクールエンジェルス)の配置

授業中及び登下校時の児童の安全を守るため、平成18年度から、市立小学校全校に学校安全推進員(みたかスクールエンジェルス)を配置している。「地域の子どもたちは、地域で守り育てる」というコミュニティ・スクールの考えに基づき、学校安全推進員の活動は、教育活動で実績のある特定非営利活動法人(NPO法人)シニアSOHO普及サロン・三鷹に委託している。

学校安全推進員は、原則として学校が休みの日を除く毎日、午前8時から午後4時15分までの間、各小学校の校門付近に設置された詰所(エンジェルボックス)を拠点として業務にあたっている。校門、出入口等における入出者の安全確認・案内や校舎内、校舎周辺等の巡回を行うなど、校内・学校周辺での児童の安全確保に努めている。



▲児童を見守る学校安全推進員

3 三鷹市立小学校における朝開放実施

子どもたちの居場所づくりと身体を動かすことができる環境づくりのため、令和5年11月から市立小学校全校で朝の時間帯における校庭等の開放を行っている。

本事業は、公益社団法人三鷹市シルバー人材センターに委託して実施している。長期休業期間を除く、平日午前7時30分から始業前までの間、各小学校の校庭等において2名体制で業務にあたり、校門の開錠や児童の見守り、怪我等への対応を行うなど児童の安全確保に努めている。

4 非常通報装置「学校110番」の活用

平成13年度から、市立小・中学校全校に非常通報装置を設置している。

非常通報装置のボタンを押すと直ちに警視庁に通報され、発信場所に警察官が出動する仕組みで、児童・生徒の生命の危険に関わる非常事態に迅速に対応することができるようになった。

5 防犯カメラの設置

平成18年度から、東京都の補助金を活用して、市立小・中学校全校の校門付近等に防犯カメラを設置し、不審者侵入の抑止や早期発見による、被害の未然防止や拡大防止のための監視体制を強化している。現在は、老朽化した防犯カメラ設備について計画的に更新を進めている。

また、学校、地域等が連携して行う通学路の見守り活動を補完し、児童・生徒の安全確保の強化を図るため、26年度から東京都の補助金を活用し、小学校全15校の通学路各5か所に防犯カメラの設置を進め、30年度に完了するとともに、28年度には地域の特性を踏まえ、市の単独事業として中学校1校(第七中)の通学路3か所に防犯カメラを設置した。今後も、「三鷹市防犯カメラの設置及び運用」に関す

る条例」に基づき、通学路防犯カメラの適切な運用を進めていくとともに、毎年、交通安全対策地区委員会や地域団体、学校関係者等が合同で実施している通学路の点検や、学校、保護者、地域の関係者等との見守り活動の一層の充実に努め、学校と地域・関係諸機関と連携した総合的な地域の防犯力の向上を図っていく。

6 防犯ブザーの貸与

平成13年度から市立小・中学校の教職員等に防犯ブザーの貸与を開始した。15年度からは、市内在住・在学の児童・生徒を対象に、希望者全員に貸与している。

7 安全教育、防災教育

児童・生徒への安全教育、防災教育（交通安全、生活安全、災害安全）のより一層の充実に図り、危険を予測し回避する能力と、非常時に備え、自らの安全を確保する力を育てている。

平成16年度から不審者侵入などの対策として、児童・生徒を対象とした防犯訓練や教職員対象の研修会を行っている。

また、「学校安全計画」や緊急時における教職員の対応を定めた「学校危機管理マニュアル」等に基づき校内体制を整備するとともに、地域と関係諸機関との連携による防犯訓練や「セーフティ教室」、継続的・計画的な防災訓練、避難訓練等を実施している。

市立中学校全7校の中学校第3学年を対象に普通救命講習を実施してきたが、地域の防災訓練に中学生の参加が増えていることを踏まえ、28年度から対象学年を中学校第1学年に変更して実施している。講習を通じて、「命の尊さ」「助け合い」「社会ルール」を学ぶとともに、地域の担い手としての意識を高め、地域防災に積極的に参画する態度を培った。

令和3年度には、災害発生時等に安全に避難し、地域防災活動に参加できるように市立中学校全校に生徒の防災用のヘルメットを配備した。

4年度より自転車用ヘルメットの着用について教育課程に位置づけ、安全教育として啓発を行った。

さらに、8年4月1日より、自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることに伴い、「自転車を安全・安心に利用するために 一自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入ー【自転車ルールブック】」（7年9月警察庁交通局）が作成されていることを踏まえ、改正道路交通法の周知及び自転車安全利用五則に基づいた交通安全教育の徹底を図っている。

8 セーフティ教室

平成17年度から市立小・中学校全校において、児童・生徒の非行防止や犯罪被害の防止のため「セーフティ教室」を開催している。この「セーフティ教室」では、警視庁職員や地域の方などを講師に招き、保護者・地域住民と一緒に犯罪被害に遭わないための方法や、危険予知及び危険回避の方法などを学習している。非行防止・犯罪被害防止のための情報交換等を行い、学校・家庭・地域社会が連携して非行や犯罪被害から子どもを守るための活動や連絡体制など具体的な方法を話し合っている。

9 みたか子ども避難所

「みたか子ども避難所」は、子どもたちが登下校時などに不審者等に遭った場合に、一時的に駆け込める場所として、小学校区等の地区委員会が中心となり、保護者・商店・事業所などに協力を呼びかけ、避難所となった協力者宅などにはプレートが提示されている。令和8年4月1日現在、2,528世帯が協力している。

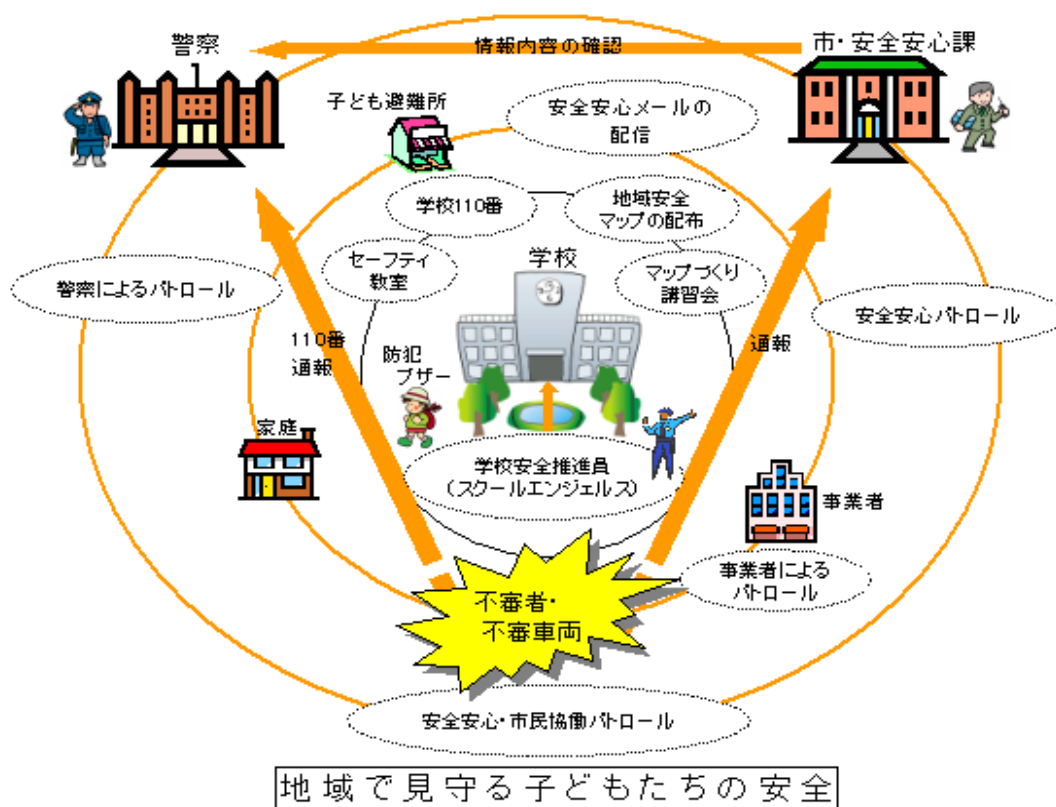
市と教育委員会が、平成13年度から三鷹警察署の協力を得て、同事業を支援している。

※「21 PTA活動への支援」の項(59ページ)も参照

10 三鷹市立小・中学校情報配信システム

市立小・中学校の児童・生徒の保護者等との迅速かつ確実な情報連絡手段を確保するため、平成27年度から電子メール等を利用した情報配信システムを運用してきた。令和4年度には、校務支援システムの機能を拡張し、保護者、児童・生徒、教員用アプリへの情報配信が可能となるよう、システムの見直しを行った。同システムにて、台風や地震、不審者情報、学級閉鎖等の緊急情報や行事を含む授業関連の情報、PTA、保護者会等の情報を配信している。全小・中学校の情報配信数は、5年度は4,598件、6年度は4,647件、7年度は6,506件となった。

三鷹市の子どもの安全対策イメージ図



11 保冷剤付き背当てパッドの配布

令和8年度より、市立小学校の児童の通学時の身体的負担軽減や熱中症予防を図るため、ランドセル用に開発された保冷剤付き背当てパッドを配布するとともに、背当てパッドの保冷剤を下校時にも利用できるように各小学校の教室に冷凍庫を設置している。

21 PTA活動への支援

三鷹市立小・中学校のPTA※は、各校ごとに、在籍児童・生徒の保護者と教員で構成され、家庭、学校及び社会における児童・生徒の健全な成長を図るために活動している。さらに、これらのPTAで構成される三鷹市公立学校PTA連合会は、市全体の公立学校教育の振興を図り、各PTAの資質向上に努めている。

学校・家庭・地域がともに子どもたちを育むコミュニティ・スクールの取組の充実を図りながら、学校を核としたコミュニティ(スクール・コミュニティ)づくりを通して、地域全体の教育力の向上を目指すため、各PTA及びPTA連合会の活動に対し、教育委員会が協力して次の事業を行っている。

※第七小学校、高山小学校、第四中学校では、「PTA」の名称を用いていないが、児童・生徒の保護者と教員で構成された組織が活動している。

1 家庭教育学級

子どもたちの健やかな成長を支えるために、家庭の果たす役割を学ぶとともに、学校・家庭・地域が連携して子育てに取り組めるよう、PTA会員及び市民を対象にした講演会や体験型講座等を教育委員会、市立小・中学校、同PTAの共催で実施している。

2 PTA研修

各PTAの連帯意識を高めるとともに、PTA本来のあり方や学校・家庭・地域をめぐる現代的な課題について理解を深めることを目的に、教育委員会とPTA連合会が合同で講演会などを実施している。また、PTA連合会常務理事を対象にした学園訪問を毎年実施している。

3 みたか子ども避難所

市内の小学校等のPTA、青少年育成団体等を中心とした子ども避難所地区委員会において、保護者・商店・事業所などに「みたか子ども避難所」への協力を呼びかけるとともに、防犯パトロールなどの自主活動に取り組んでいる。教育委員会では、みたか子ども避難所事業の協力者等が当事業に直接関連して被った損害等を補償するための保険に加入して、活動を担保するほか、「みたか子ども避難所情報連絡会」を定期的に開催し、三鷹警察署、関係部署、各地区委員会との情報交換を行っている。

※「20 学校・地域の安全対策」の項(56ページ)も参照

22 地域子どもクラブ・学童保育所

1 地域子どもクラブ

(1) 概要

平成17年度から市立小学校15校と中学校1校で保護者や地域の協力を得て、子どもたちが放課後や週末に学校の校庭や教室を活用し、文化・スポーツ活動や自由遊びを楽しめる居場所として、「地域子どもクラブ」事業を実施している。

地域子どもクラブは、「学校3部制」の第2部の主要な事業の一つであり、引き続き地域と連携し、全体調整、スタッフ管理及び事故対応等を事業者が支援する管理運営体制を標準としながら、令和9年度に市立小学校全15校で毎日、安定して実施できる仕組みを整えることを目指す。

学 校 名	愛 称	学 校 名	愛 称
第一小学校	一 小 スマイルクラブ	高山小学校	高 山 ふれあい広 場
第二小学校	二 小 桜 子 ども広 場	南浦小学校	み な み っ 子 広 場
第三小学校	三 小 わいわい広 場	中原小学校	中原はちのすけクラブ
第四小学校	四 小 きらめきクラブ	北野小学校	北 野 ク ラ ブ
第五小学校	五 小 子 ども広 場	井口小学校	井 口 フ レ ン ド
第六小学校	虹 色 キッズクラブ	東台小学校	東 台 くすのきっず
第七小学校	七 小 あそびバナナ	羽沢小学校	羽 沢 る ん る ん
大沢台小学校	大 沢 けやきっず	第四中学校	四 中 う いる びー

(2) 拡充(毎日実施)の経過

令和3年度より地域子どもクラブの毎日実施(長期休業期間を含む月～金曜日)を順次拡充している。

開 始 年 度	学 校 名
令和3年度	第六小学校
令和4年度	第三小学校、井口小学校
令和5年度	第五小学校、南浦小学校、中原小学校
令和6年度	第四小学校
令和7年度	第一小学校、第二小学校
令和8年度	第七小学校、高山小学校、東台小学校

2 学童保育所

(1) 概要

学童保育所は、保護者が就労・病気などの小学生(三鷹市では第3学年まで)を対象として、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした施設である。障がいのある児童は第4学年までを対象としていたが、令和7年度より第6学年まで拡大した。

学童保育所待機児童ゼロの継続等に向けた取組として、小学校の教室等を活用することで運用定員の拡充を行っているほか、7年度には一小学童保育所Cを開設した。各学童保育所において安定した運営を行うとともに、待機児童ゼロを継続している。

なお、7年度から、入所申込の受付はすべて電子申請により実施した。

(2) 開所日

開所日は月曜日から土曜日（祝日等を除く。）で通常育成時間は下校後（学校休業日は午前8時30分）から午後6時まで。

(3) 育成料等

育成料は月額7,000円、延長育成料は1回30分ごとに200円（上限：月額2,000円）。

おやつ代は月額1,500円（各学童保育所で徴収）。

(4) 管理運営

三鷹市学童保育所条例に基づき市が設置した学童保育所の管理運営は、市が指定した指定管理者が担っている。

指 定 管 理 者 名	指 定 期 間
三鷹市社会福祉協議会	令和10年度まで
株式会社日本保育サービス	(連雀学園)令和9年度まで (東三鷹学園)令和10年度まで
株式会社ポピンズエデュケア	令和10年度まで

23 学 校 図 書 館

1 学校図書館の整備

平成7年度から第一小学校と第一中学校をモデル推進校として整備工事を始め、年次計画に基づき整備を進め、14年度に全小・中学校での整備が完了した。

◆学校図書館整備経過

整備年度	学校名	司書配置	床面積 (㎡)
平成7年度	第一小学校	平成7年10月	158
	第一中学校		200
	第四小学校	平成9年4月	221
平成10年度	第五小学校	平成10年4月	157
	第四中学校		183
	羽沢小学校		137
	第三中学校	平成11年4月	161
平成11年度	中原小学校	平成11年7月	185
	北野小学校		165
平成12年度	第三小学校	平成12年7月	167 ※
	東台小学校		142 ※
	第二中学校		234
	第六中学校		263
平成13年度	高山小学校	平成13年6月	224
	南浦小学校	平成13年7月	168
	井口小学校		160
	大沢台小学校		166
平成14年度	第二小学校	平成14年7月	163
	第六小学校		158
	第七小学校		183
	第五中学校		221
	第七中学校		223

※1 平成24年12月建替え後の床面積

※2 平成23年3月建替え後の床面積

2 学校図書館司書の配置

学校図書館には、児童・生徒が読書に親しむための「読書センター」と、児童・生徒が自ら課題に取り組み、学び続ける意欲や能力を育成するための「学習情報センター」という2つの機能がある。これらの機能を支えているのが、各校1人ずつ配置された専任の学校図書館司書(会計年度任用職員)である。司書は、司書教諭や教員と連携して、児童・生徒の読書活動へのアドバイス、学習情報の収集・提供、図書の選定・貸出・整理などを行い、授業をバックアップするとともに、読み聞かせやブックトーク、ビブリオバトルなどを通して、児童・生徒の自発的な読書欲や知識欲を引き出す工夫に取り組んでいる。

学校図書館の読書環境を充実させるため、市立図書館から協力貸出などの支援を行うとともに、平成28年度から、調べ学習等に役立つ資料をテーマごとに集めた「学校支援図書セット」の

貸出も行っている。また、学校図書館と市立図書館との連絡会を毎年実施し、連携を強化しているほか、学校図書館の運営や活用について情報共有や意見交換も行う場としている。

3 学校図書館の地域開放

生徒の自発的な活動の場、地域の生涯学習の場として、平成11年5月に第三中学校で学校図書館の地域開放を開始し、15年9月から全小・中学校で学校図書館の地域開放を実施している。学校図書館の地域開放では、図書の貸出等のほか、保護者や地域のボランティアの協力により、おはなし会、パネルシアターやしおりづくりなどのイベント、アニメーション(遊びの要素を取り入れた参加型の読書活動)教室なども行われている。

(1) 利用対象 各校の児童・生徒やその保護者等

(2) 開放日時 長期休業期間を除く土曜日(年間35日程度) 午前9時～正午

令和8年度より、学校図書館を高校生世代までの学習スペースに活用するとともに、市民が身近な地域で本に親しむ環境整備に向けて、モデル校(東台小学校、第四中学校)で長期休業期間を含む毎週土曜日の午後5時まで、対象を広く一般市民に広げて開放を行っている。

24 教育センター

教育センターは、学校教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に基づき、教育関係職員の研修、その他必要な事業を行うことを目的として、昭和55年5月に開所した。

平成30年度には耐震補強等工事を完了している。



▲教育センター 外観

1 教育センターの概要

所在地	教育センター 三鷹市下連雀九丁目11番7号
敷地面積	3,355.44㎡
建築面積	1,110.66㎡
延床面積	3,972.32㎡
構造	鉄筋コンクリート造り地下1階、地上3階
休館日	土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

◆教育センター各階施設内容

1階	・教育長室 ・教育委員会議事室 ・教育委員室 ・教育委員会事務局 (総務課、学務課、指導課、地域学校協働課) ・第一中研修室(30人収容) ・スクール・コミュニティ推進室	2階	・教育委員会事務局 (総合教育相談室) ・理科室 ・第二中研修室(60人収容) ・適応支援教室A-Room ・三鷹歴史文化財展示室 ・子ども家庭課 (子ども家庭総務係、子ども家庭支援センター りぼん)	3階	・教育相談面接室 ・大研修室 (89人収容) ・第三中研修室 (42人収容) ・埋蔵文化財調査室
地下1階	・教育相談プレイルーム ・教育相談面接室				

2 主な事業概要

(1) 教育資料に関すること

教育に関する資料、図書の整理、保存を行っている。

(2) 科学教育

科学教育の振興に係ることとして、科学発明教室を実施している。同教室は、児童が主体的に学習する力と仲間と共同して学習する力を育てることを目標とし、実験や工作を通して、科学への興味、関心をさらに深め、創造性豊かな人間形成を図ることを目的に、三鷹市立小学校に在籍する第5・6学年を対象として開催している。



▲科学発明教室の様子

※「5 三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供」の項(21ページ)も参照

(3) 情報教育

情報教育に関することとして、情報モラル、学校の情報セキュリティ関係の研修を市立小・中学校教職員向けに実施している。

(4) 教科書展示会

教科書展示会は、都道府県教育委員会が行う展示会で、教育センターにおいては、東京都北多摩第二教科書センターとして実施している。

ア 展示物

小・中学校使用教科書

※ 教科書採択年については、採択の対象となる教科の文部科学省検定済教科書を展示

イ 法定展示会

概ね毎年6月中旬頃14日間開催

ウ 特別展示会

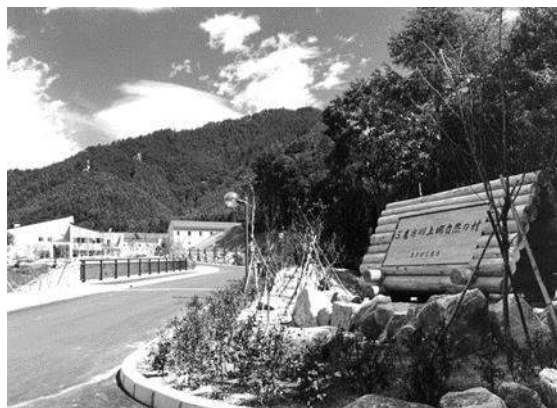
教科書の採択替えの年度は、法定展示会の前後に10日間開催

3 教育センターの耐震補強等工事

平成29年度から、耐震性の確保を図るとともに、老朽化した施設設備を更新する耐震補強等工事を実施し、平成31年2月中旬に完了した。建物の耐震性の確保とともに、すべての階への多目的トイレの設置、照明機器のLED化などバリアフリーや省エネルギー化に配慮した改修や、3階会議室の拡張、文化財の保存・展示スペースの確保を行うなど、施設の利用環境の整備も合わせて行った。

25 三鷹市川上郷自然の村

「三鷹市川上郷自然の村」は、長野県川上村高登谷（たかとや）高原に位置し、小・中学校の児童・生徒が豊かな自然環境の中で学習活動を行い、心身ともにたくましく成長するための校外学習施設として、また、学校が使用しない期間は、広く市民のレクリエーション活動に利用できる施設として、平成2年9月にオープンした。現在では、市立小・中学校での自然教室に利用されているほか、グラウンド、体育館など運動競技場設備が整っていることから、市民サークルや大学サークル、中学・高校の部活動、少年クラブチームなど、幅広い団体の合宿等に利用されている。



▲川上郷自然の村

1 サービスの充実と効率的な施設運営の取組

(1) 指定管理者制度の導入・更新

多様化するニーズに効果的・効率的に対応し、民間事業者等の有する能力、経験、知識等を活用しつつ、施設サービスの質の向上と経費の節減等を図るため、平成18年4月より指定管理者制度を導入した。これにより、指定管理者の独自性が発揮され、地域食材を利用した食事の充実、施設付近のスキー場の一日リフト券をセットにした宿泊プランの販売、星空観望、きのこ狩り、山菜採りなど各種体験の実施など、魅力的なサービスを提供している。

指 定 管 理 者	指 定 期 間
一般財団法人川上村振興公社	平成18年4月から平成21年3月まで 平成21年4月から平成26年3月まで(再指定) 平成26年4月から平成29年3月まで(再指定) 平成29年4月から令和4年3月まで(再指定) 令和4年4月から令和9年3月まで(再指定)

(2) 利用料金の改定

平成18年4月に、宿泊室の稼働率を上げるため、料金体系を市内（姉妹都市在住者含む。＊）と市外の2つの区分へと改め、誰でも施設を利用できることとした。その結果、市内を始めとする都内、近隣県などの都外在住者にも多く利用されるようになった。

また、29年4月に、施設開設以降の物価上昇や消費税率の引き上げ、月ごとの利用状況等を踏まえ、料金改定を行うとともに、時期ごとの新たな料金区分を設けた。更に、無料で主に団体貸切りで使用されていた多目的広場（グラウンド）の利用料金を新設した。

※平成29年4月から川上村在住者も含む。

川上郷自然の村利用料金

宿泊施設(1泊2食付)			通常料金		繁忙期料金		割引料金	
			三鷹市在住・在勤・在学の方とその家族、姉妹都市・川上村在住の方	左記以外の市外の方	三鷹市在住・在勤・在学の方とその家族、姉妹都市・川上村在住の方	左記以外の市外の方	三鷹市在住・在勤・在学の方とその家族、姉妹都市・川上村在住の方	左記以外の市外の方
一般宿泊室 (和室、次の間付き和室、次の間付き洋室)	大人(中学生以上の方)1人1泊	1室を2人以上で使用する場合	4,700円	5,800円	4,900円	6,000円	4,500円	5,600円
		1室を1人で使用する場合	6,050円	7,150円	6,250円	7,350円	5,850円	6,950円
	子ども(小学生)1人1泊		3,100円	3,750円	3,200円	3,850円	3,000円	3,650円
	就学前のお子さんが、別に寝具を必要とする場合(食事代別)		1,600円	2,250円	1,700円	2,350円	1,500円	2,150円
団体宿泊室	大人(中学生以上の方)1人1泊	1室を2人以上で使用する場合	3,700円	4,400円	3,900円	4,600円	3,500円	4,200円
		1室を1人で使用する場合	4,550円	5,250円	4,750円	5,450円	4,350円	5,050円
	子ども(小学生)1人1泊		2,500円	2,900円	2,600円	3,000円	2,400円	2,800円
	就学前のお子さんが、別に寝具を必要とする場合(食事代別)		1,000円	1,400円	1,100円	1,500円	900円	1,300円

注1 一般宿泊室のうち、次の間付き和室及び次の間付き洋室の利用料金は、大人1人1泊につき500円を加算した額とする。ただし、次の間付き洋室に障がい者及びその介護者が宿泊する場合は、加算しない。

注2 繁忙期料金を適用する期間は、7月21日から9月10日まで、及び12月29日から翌年1月3日まで

注3 割引料金を適用する期間は、4月1日から4月28日まで、及び10月21日から12月10日まで

注4 繁忙期料金期間と割引料金期間以外は、通常料金

2 市保有宿泊施設・校外学習施設のあり方の検討

「市保有宿泊施設・校外学習施設のあり方検討チーム報告書」(平成25年2月)の内容を踏まえ、平成26年度からの指定管理期間を5年から3年に短縮し、業務の見直しなどの経営改善と一般利用者拡大に努めた。27年度はプロジェクト・チームにおける効率的な施設運営の検証や自然教室のあり方など多角的な調査・検討の結果を報告書として取りまとめ、市立小・中学校の自然教室を川上郷自然の村で実施することの有効性等を確認した。その内容を踏まえ、市長部局と調整を図りながら、総合的な視点から今後の施設の方向性についての方針を確定し、(一財)川上村振興公社を引き続き指定管理者としながら、更なる経費削減や一般利用者の拡大など効率的な施設運営の取組を継続し、今後も校外学習施設・市民保養施設としての活用を図ることとした。

3 施設利用状況

一般利用者数は、川上村周辺の自然環境を生かした自主事業や市内外へのPR活動により、平成24年度以降継続的に1万人以上を維持してきた。台風被害や新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度から3年度にかけて一時的に利用者数は減少したものの、4年度から回復がみられ、7年度の年間の一般利用者は11,623人(前年度比1,259人の増)となり、前年度と引き続き、2年連続の利用者数1万人以上となった。なお、7年度の自然教室利用者は、6年度に第三中学校を除く市内中学校がスキー実習を2学年分実施したことにより、6,157人(前年度比1,418人の減)となっている。

◆利用者数の推移

年度	一般利用者数	自然教室利用者数	計
令和3年度	2,401人	3,388人	5,789人
令和4年度	6,958人	5,671人	12,629人
令和5年度	9,081人	5,866人	14,947人
令和6年度	10,364人	7,575人	17,939人
令和7年度	11,623人	6,157人	17,780人

4 施設概要

住所 長野県南佐久郡川上村大字原591番362

規模 敷地面積 103,434.02㎡ 建物延床面積 7,324.38㎡

本館 5,741.38㎡ 体育館 1,463.81㎡ 屋外施設 119.19㎡

構造 本館:鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階建て 体育館:鉄筋コンクリート造、地上2階建て
屋外施設:鉄筋コンクリート造、平屋建て

5 施設内容

(1) 宿泊施設

ア 一般宿泊室(収容人員65人)

和室(8畳、3~4人用)12室

次の間付き和室(8畳・6畳・トイレ付き、5~6人用)2室

次の間付き洋室(障がい者用、ベッド2・6畳・バストイレ付き、4~5人用)1室

イ 団体宿泊室(収容人員290人)

和室(14畳、7~10人用)29室

(2) 集会施設

多目的ホール1室(160人程度収容可能)、学習室2室

(3) 体育施設・屋外施設

体育館1棟(競技場面積1,080㎡)、多目的広場(グラウンド)(6,954㎡)、

キャンプ場(15張程度)、キャンプファイヤー場等

(4) その他の施設

大・小食堂、大・小浴場

6 利用方法

(1) 利用の申込み

電話:0267-97-3206(午前8時30分~午後7時30分受付)

ファクス:0267-97-3207(24時間受付)

インターネット:<http://www.sizenomura.jp/>(24時間受付)

(2) 申込期間

区 分	申 込 期 間
三鷹市に在住・在勤・在学の方とその家族 姉妹都市(矢吹町・たつの市)・川上村に在住の方	宿泊希望月の2ヶ月前の1日から 宿泊希望日の3日前まで
上記以外の方	宿泊希望月の2ヶ月前の20日から 宿泊希望日の3日前まで
三鷹市内で活動する15人以上の団体が団体宿泊室を利用 障がいのある方が次の間付き洋室を利用	宿泊希望月の3ヶ月前の15日から 宿泊希望日の3日前まで

7 施設の適切な維持管理

平成2年9月の開設から30年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、令和7年度に実施した劣化診断調査の結果を踏まえ、8年度は大規模改修基本計画を策定し、11年度以降に予定する大規模改修に向けた検討を進める。また、大規模改修に先行して、計画的に照明設備のLED化に取り組むこととし、令和8年度は宿泊棟において実施する。

26 図 書 館

1 三鷹市立図書館の概要

昭和39年に開館した三鷹図書館（以下「本館」という）は閉架式の学習室中心の施設だったが、59年に現在の三鷹市上連雀八丁目に新施設を開設し、図書館サービスの中核として、地域の情報拠点として図書館活動を行っている。現在は、本館に加え、東部図書館、西部図書館、三鷹駅前図書館、南部図書館みんなみの4つの分館、移動図書館「ひまわり号」（以下、「BM」という）、連携館の井の頭コミュニティ・センター図書室（以下「井の頭CC図書室」という）を拠点とし、きめ細かな図書館サービス網を形成している。

平成25年の南部図書館みんなみの開館を機に、地域に根付く図書館活動を展開するため、本館、東部図書館、西部図書館、南部図書館みんなみで図書館サポーターを設立し、協働と交流の拠点としての活動を推進している。

ICTの進展に伴い、令和7年10月には、予約スキップ機能や巻数順予約、ホームページからのリクエスト機能の導入、バーコード表示型の利用カードへの変更、電子書籍サービスとの連携強化など、図書館システムの更新を行い、利便性の向上を図った。本館では、7年6月から8年6月にかけて、空調設備等改修工事を実施した。

三鷹市立図書館ホームページ：<https://library.mitaka.tokyo.jp>



▲図書館フェスタの様子



三鷹市立図書館

平成26年度に三鷹市立図書館開館50周年を記念し、武蔵野美術大学と共同制作した三鷹市立図書館のロゴマーク

2 「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進

時代の変化により多様化する市民ニーズや社会の要請に対応し、図書館が果たすべき機能と役割、運営の方向を明確にし、図書館サービスの向上と図書館機能の充実を図るため、平成29年12月に「三鷹市立図書館の基本的運営方針」を策定した。同方針に基づき、毎年図書館サービスの点検・評価を行い、その報告を広く市民に公表することで、利用者満足度の高い図書館サービスの提供を図っている。令和7年3月に第5次三鷹市基本計画と整合及び連動を図りながら、三鷹市立図書館協議会の提言も踏まえ、同方針を改定した。

【三鷹市立図書館の基本的運営方針】

(1) めざす図書館像

人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館

(2) 基本理念

三鷹市立図書館は、市民の自主的な学習を支援し、市民の生活の中にある課題を解決する地域の情報拠点、次世代を担う子どもたちをはじめとするすべての市民の豊かな読書活動の拠点として、図書館活動を推進する。また、「人と本」「人と情報」「人と人」をつなぎ、市民に役立ち、市民に寄り添う図書館活動により、人と人が交流するまちづくりにつなげていく。

(3) 4つの柱

- ア 「知る」「調べる」「学ぶ」を支える図書館
- イ すべての人に読書の楽しみを広げる図書館
- ウ 市民とともに歩み、交流する図書館
- エ 市民の期待に応える図書館

3 みたか子ども読書プラン2027～三鷹市子ども読書活動推進計画～

全ての子どもが、家庭・地域・学校のあらゆる機会や場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備に取り組むため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子ども読書活動推進計画」として、平成17年度に「みたか子ども読書プラン2010」を、23年度に「みたか子ども読書プラン2022」を策定した。令和7年3月に「みたか子ども読書プラン2027」を策定し、「みたか子ども読書プラン2010」からの基本理念を継承しながら、図書館資料の充実を図るとともに、図書館と学校、関係部署、関係団体、図書館サポーターや地域ボランティアとの連携や協働を一層深化し、様々な機会子どもと本がつながる環境整備に引き続き取り組んでいく。

4 図書館ネットワークの再構築

平成29年度に、井の頭CC図書室に市立図書館と同じ図書館システムを導入し、同図書室で市立図書館の図書流通網の中で市立図書館と同様の機能を持った地域の図書室として図書館サービスの提供を行っている。市立図書館と井の頭CC図書室は、引き続き、企画展示への協力などを通して連携を深めており、今後も更なる利用拡大に向けて連携を強化していく。

移動図書館「ひまわり号」は週4日稼働し、19か所のステーションを巡回している。

5 施設概要

数値は令和8年4月1日現在

館名	開館年月日	所在地 敷地面積 延床面積	階層	開館時間	主な休館日
本館	昭和39(1964)年 10月1日開館/ 昭和59(1984)年 7月17日現在地へ	上連雀8-3-3 4,034.14㎡ 3,172.31㎡	鉄筋コンクリート造/ 地上2階、地下1階建	(火～金) 9:30～20:00 (土日祝) 9:30～17:00	月曜日(祝日法に 定める休日にあた る場合は直後の平 日)／第3水曜日／ 12月29日～1月3 日／特別整理期間
東部	昭和55(1980)年 5月20日	牟礼5-8-16 1,000.55㎡ 596.92㎡	鉄筋コンクリート造/ 地上2階建	(火～日) 9:30～17:00	
西部	昭和62(1987)年 5月21日	大沢2-6-47 1,371.81㎡ 690.44㎡	鉄筋コンクリート造/ 地上2階建	(火～日) 9:30～17:00	
三鷹 駅前	平成6(1994)年 1月26日	下連雀3-13-10 993㎡ 1,001.89㎡ (専用面積)	三鷹駅前コミュニ ティ・センター2・3階、 鉄筋コンクリート造	(火～金) 10:00～20:00 (土日祝) 10:00～17:00	
南部	平成25(2013)年 11月23日	新川5-14-16 1,284㎡ 760.95㎡ (専用面積)	アジア・アフリカ語学 院1階及び2階の一 部、鉄筋コンクリート 造	(火～日) 9:30～17:00	

館名	開架書架以外の主な施設・設備
本館	おはなしのへや、くまの子ウーフコーナー、ティーンズコーナー、みたか市民文庫、団体貸出室、授乳室、対面朗読室、録音室、子ども用トイレ、誰でもトイレ、資料室、集会室、読書ホール、展示コーナー、保存庫・収蔵庫、無線LANアクセスポイント、拡大読書器、音声読上げ機、電子ループ、商用データベース、団体貸出、移動図書館「ひまわり号」の運行
東部	視聴覚室(おはなしのへや兼用)、ティーンズコーナー、学習席、むれテラス、無線LANアクセスポイント、電子ループ
西部	集会室(おはなしのへや兼用)、ティーンズコーナー、学習席、対面朗読室、保存庫、無線LANアクセスポイント、電子ループ
三鷹駅前	おはなしのへや、ティーンズコーナー、対面朗読室、無線LANアクセスポイント、電子ループ、商用データベース、子ども用トイレ
南部	おはなしのへや、展示コーナー、学習室、貸出用閲覧席、授乳室、まなびてらす、対面朗読室兼ボランティア室、閉架書庫、無線LANアクセスポイント、電子ループ、商用データベース

館名	蔵書点数	複写機	AED	自動貸出機	自動返却機
本館	蔵書点数506,348点/カセットテープ2,632点 雑誌260誌/新聞28紙 障がい者用DAISY図書533タイトル ※連携館の井の頭コミュニティ・センター図書室分も含む。	2台	2台 (うちBM1台)	4台	2台
東部	蔵書点数69,576点/雑誌86誌/新聞9紙	1台	1台	2台	1台
西部	蔵書点数68,404点/雑誌72誌/新聞9紙	1台	1台	2台	1台
三鷹駅前	蔵書点数94,936点/CD5,472点 雑誌166誌/新聞13紙	1台	1台 (施設1階共有)	3台	1台
南部	蔵書点数99,000点/雑誌76誌/新聞9紙	1台	1台	2台	1台

(1) 三鷹図書館(本館)

三鷹市立図書館の中心館としての役割と機能を持ち、各ジャンルの区別なく市民の教養、調査研究、レクリエーションなどに役立つ基本的図書を網羅的、体系的に収集するとともに、専門的、学術的な図書も所蔵している。資料室では地域資料や行政資料の閲覧や、多様なオンラインデータベースが利用できる。また図書館長の諮問機関として「三鷹市立図書館協議会」を設置し、図書館への提言を行っている。平成26年度に開始した三鷹図書館サポーターは、おはなし会、本の修理、書架整理、図書館フェスタ運営などの活動をしており、市民協働の図書館を目指している。



▲三鷹図書館(本館)

(2) 東部図書館

東部図書館は、開放的な雰囲気のある“花壇と藤棚のある図書館”である。近隣に大規模な集合住宅

があり、親子での利用も多く、絵本などの児童書の収集にも力を入れている。

平成31年3月、滞在・交流型図書館としてリニューアルし、新たに学習席を設けるほか、一般用・児童用閲覧コーナーのレイアウト変更と、藤棚のある中庭のテラスの拡張を行い、令和2年に利用者により「むれテラス」と命名された利用者同士が交流できるスペースを整備した。

また、平成30年に活動を開始した東部図書館サポーターと協働し、本のクリーニングや修理、花壇の手入れを行うサポーター活動によって、地域に本を通じた楽しみを広げることに取り組んでいる。



▲東部図書館

(3) 西部図書館

西部図書館は、市内西部地域の分館として図書資料の貸出を中心としたサービスを行っている。見やすくゆったりとしたフロアで乳幼児から高齢者までがゆっくりと安心して利用できる施設になっている。令和2年度に学習席やティーンズコーナーの新設、レイアウト変更などを行い、快適な空間を提供している。

西部図書館サポーターは、4年度より本格的な活動を開始し、本の修理や花壇を手入れする活動を通じて、より一層地域に親しまれる図書館を目指している。



▲西部図書館

(4) 三鷹駅前図書館

三鷹駅前図書館は、JR三鷹駅から徒歩5分の位置にあり、三鷹駅周辺地域の分館として三鷹駅前コミュニティ・センター（複合施設）の2階に所在している。駅に近いことから利用も多い。一般書では、実用書のほか、ティーンズ向け図書、スタジオジブリ関連図書や太宰治関連図書の充実を図っている。また、三鷹駅前図書館ではCDを収集している。子どもたちに人気のある絵本の主人公「おばけのバーバパパ」一家をイメージキャラクターに、乳幼児から高齢者まで親しみやすい図書館サービスを心掛けている。



▲三鷹駅前図書館

(5) 南部図書館みんなみ

南部図書館みんなみは、新川・中原地域の分館として、公益財団法人アジア・アフリカ文化財団が運営するアジア・アフリカ語学院の1階に所在する。同法人との協働により、外国語資料やアジア・アフリカ関連資料などを収集し、外国語絵本の読み聞かせ、アジア・アフリカ圏の文化に触れる催しなど特色ある事業を展開するほか、無償で貸与を受けた郭沫若（かくまつじゃく）文庫の貴重資料の一部を、広く市民に公開している。飲食や談話のできるテラス（まな



▲南部図書館みんなみ

びてらす)、床暖房付きのおはなしのへや、多様な閲覧席を有し、滞在・交流型図書館としてサービスを提供している。また、みんなみサポーターとの協働による館内装飾、ガーデニング、子ども向けイベント及び展示などの図書館運営により、地域に根付く図書館を目指している。絵本作家・エッセイストの石倉ヒロユキ氏デザインのキャラクター「なんと!くん」を館内掲示物や配布物に使用し、利用者に親しまれている。



(6) 移動図書館「ひまわり号」

移動図書館「ひまわり号」は、図書館が近づくなく、図書館への来館が困難な市民のために、市内19か所を隔週で巡回して、資料の貸出・返却等を行っている。現在の車両は、平成29年4月に武蔵野美術大学と協働製作したラッピングデザイン車である。

積載図書数 約2,000冊



▲市内を巡回しているひまわり号

巡回ステーション(令和8年4月1日現在)

曜日	A 週	B 週
火	のぼり湯広場(井口五丁目)	上連雀くすのき児童遊園(上連雀九丁目)
	三鷹台児童公園(井の頭一丁目)	東野住宅(深大寺二丁目)
		深大寺公園(深大寺三丁目)
水	下連雀六丁目防災広場(下連雀六丁目)	下連雀きたうら児童公園(下連雀四丁目)
	井の頭公園西園(下連雀一丁目)	下連雀六丁目防災広場(下連雀六丁目)
木	新川島屋敷通り団地(新川四丁目)	はなかいどう(牟礼六丁目)
	羽沢小学校(大沢四丁目)	水源の森あけぼのふれあい公園(上連雀五丁目)
		堀合児童公園(上連雀一丁目)
金	三鷹げんき(大沢四丁目)	中原地区公会堂広場(中原四丁目)
		中原すすく児童遊園(中原一丁目)
	三鷹台団地(牟礼二丁目)	井の頭公園駅前広場(井の頭三丁目)
	北野情報コーナー(北野三丁目)	

6 事業内容

(1) 個人貸出・団体貸出

三鷹市立図書館資料収集方針、同収集基準に基づき選定、受入した資料を活用し個人貸出・団体貸出を行っている。個人貸出は、市内及び隣接市区の在住・在勤・在学者に図書・雑誌を1人15冊2週間、CD・カセットテープは1人3点2週間を上限に行っている。個人貸出・返却は、自動貸出機・自動返却機を使用し(他公立図書館資料等を除く。)、予約棚配架とともに効率的な図書館運営を図っている。

団体貸出は、市内の団体(市民グループ、市立小・中学校図書館・学級、幼稚園、保育園等)に団体室の図書資料を200冊まで3か月間貸出している。なお、市立小学校には、学級文庫として各学級40冊を上限に貸出並びに配送を実施している。

(2) みたか電子書籍サービス

令和3年3月に図書館の閉館・休館日におけるサービス提供等の拡充の取組として、インターネット

に接続したパソコン、スマートフォン、タブレットなどで24時間いつでもどこでも電子書籍を借りて読むことができる「みたか電子書籍サービス」を開始した。市内在住・在勤・在学者を対象に、約4,800点の電子書籍から、2コンテンツまで最長2週間貸出しを行っている。一部の電子書籍は、文字の拡大・読み上げなどにも対応している。4年度に電子百科事典、電子雑誌サービスを、6年度には児童書の読み放題パックを導入し、市立小学校、中学校へパンフレットを配布、7年度には図書館と電子書籍サービスのID・パスワードをひとつにするなど、利用環境を改善し利用促進を図った。

(3) 視聴覚資料の貸出

本館ではカセットテープ、三鷹駅前図書館ではCDの貸出しを行っている。それぞれ本館、三鷹駅前図書館のみの貸出しとしていたが、平成27年度から全館での予約受取が可能となった。

また、25年から全館で提供開始した音楽配信サービスは、利用にカウンターでの手続きが必要だったが、令和3年からは「みたか電子書籍サービス」からも利用可能とし利便性を高めた。

(4) レファレンスサービス

図書館では、調べたいことや探している資料などの質問について必要な資料・情報を案内するレファレンスサービスを行っている。各館カウンターでは書架案内や本に関する簡単な質問に対応している。

本館では、資料室にレファレンスコーナー及び児童書に関する質問に答える「こどもカウンター」を設け、調査回答に応じている。また、個人貸出登録者は、ホームページからWEB調べもの相談を利用することができる。

(5) 乳幼児サービス

平成15年度から実施しているブックスタート事業は、24年度以降は民生委員・児童委員の協力を得て「こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業」の中で絵本などをお届けする形で継続している。また、子育て支援施設への出前図書館や絵本パックの配置、全館で乳児向けおはなし会を毎月開催するなどのサービスも実施している。更に、29年度から健康推進課と協働し、妊婦への働きかけとして「母親学級図書館利用法紹介事業」を実施するとともに、令和元年度以降発行した母子手帳には、三鷹市立図書館の紹介と、親子で楽しんだ絵本の記録ができるページを掲載している。

(6) 児童サービス

全館でおはなしボランティア協力のもと、おはなし会を毎週開催しているほか、子どもと本をつなぐ多様な事業を展開している。令和7年度は、市民から寄贈された絵本や児童書を市内の協力店舗等に設置する「子どもブックスポット事業」を開始し、子どもが身近に読書を楽しめる環境づくりを進めるとともに、絵本作家はたこうしろう氏のワークショップ、子どもが読書犬に読み聞かせをする「わん！だふる読書体験」などを実施した。

(7) ティーンズ世代向けサービス

読書への関心や読書力に個人差が大きく、部活動など様々な活動が増えて読書時間の確保が難しいティーンズ世代の読書への興味を引き出し、関心を高めるサービスの提供に取り組んでいる。令和7年度は、「10代のための！ことばの愉しみ 絵本の楽しみ」と題し、詩人・絵本作家・翻訳家石津ちひろ氏による講座を実施したほか、夏季は本館、冬季は東部図書館の一室を居場所として開放する「まなびの場事業」を展開した。また、中学・高校生世代が集まり、図書館や読書の魅力・楽しさを発信する活動を行っている「みたかとしょかん図書部！」では、夏休みに高齢者施設でのおはなし会を行った。

(8) 障がい者等向けサービス

障がいがある方も読書を楽しめるように、ボランティアの協力も得ながらサービス提供をしている。

希望する資料をリアルタイムで音訳する対面朗読や、録音図書の作成、貸出を行うほか、来館が困難な方のために自宅まで本を配達する「配達サービス」を平成28年度から開始している。録音図書の貸出については、所蔵している資料のほか、視覚障害者等情報総合ネットワーク（サピエ）の活用により、全国の公共図書館等から取り寄せた資料を提供し、利用者の幅広い要望に応えている。ボランティアについては、本を読む音訳者だけでなく、校正者や専用ソフトを操作する編集者等を育成する必要があることから、技術レベルに合わせた講習を年替わりで実施するなど、人財育成に努めている。

設備面では、本館開架部分に拡大読書器や資料を機械音声で読み上げる音声読上げ機を設置している。また、読書バリアフリー法の成立を機に、閲覧席で利用できる電子ループを全館に配備した。さらに全館の児童コーナーに「ユニバーサルデザイン図書」の書架を設け、点字付資料や大活字図書、ボランティアグループの協力による布絵本の貸出など、サービスの拡充に努めている。

なお、これらのサービスについては、来館困難者向けの図書館サービスをまとめた「読書サポートサービス」のパンフレットを作成し、周知に取り組んでいる。

(9) 寄贈資料の活用

「くまの子ウーフ」などの著作がある市内在住の児童文学作家神沢利子氏より、平成29年度に原画など155点、図書563冊の寄贈を受けた。例年資料の展示を行うことで、神沢氏の功績を顕彰するとともに広く市民に貴重な資料を見てもらう機会を提供している。

南部図書館みんなみのオリジナルキャラクターや図書館グッズのデザイナーで絵本作家・エッセイストの石倉ヒロユキ氏より、令和3年度に原画など258点の寄贈を受けた。7年度は「ポットくんとわたげちゃん・でんしゃくんまちへ」の原画及びパネルを展示した。

(10) 図書館グッズの販売

図書館の魅力発信及び啓発のため、令和2年度から石倉ヒロユキ氏デザインのオリジナル図書館バッグ等を販売している。

品名	販売点数(令和7年度実績)
オリジナルバッグ	245(うち地域ポイント事業提供分70)
オリジナルてぬぐい	7
マスキングテープ	74(うち地域ポイント事業提供分12)

(11) 発行小冊子等

冊子等名	発行頻度	内容
図書館だより	季刊	図書館からのお知らせ
よんでみない?	年刊	小学生向け推薦図書リスト
絵本でひろがる豊かな時間	隔年刊	乳児向け推薦図書リスト
ティーンズ図書目録	年刊	ティーンズ向け新刊所蔵リスト
男女平等参画図書目録	年刊	男女平等参画関連新刊所蔵リスト
本はともだち	月刊	児童向けテーマ図書紹介
三鷹市立図書館メールマガジン	月1回	図書館からのお知らせ

27 生涯学習・スポーツ・文化行政の推進

1 生涯学習・スポーツ・文化行政の総合的かつ一体的な推進

生涯学習、スポーツ、文化に関する施策については、平成29年度以降市長部局において全庁横断的に推進しているが、令和8年度より教育委員会が所管する博物館及び文化財の保護に関する事務についても、市長の職務権限に移管し、総合行政のもと推進することとした。引き続き、教育委員会と市長部局が共に、市民参加と協働のまちづくりを前提として、スクール・コミュニティ及び学校3部制に向けた取組と密接に連携し、施策を推進する。

生涯学習については、生涯学習・社会教育の観点から、すべての人が学び続けられる学習環境の整備に取り組むとともに、学習者の学びの段階に応じた多様な学びの機会の確保と情報提供に努める。また、生涯学習を通じて習得した学習の成果を地域社会に還元していく「学びと活動の循環」を推進する。

スポーツについては、「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」スポーツに親しむ環境を充実し、市民がスポーツを生涯の友にし、心と体がいつまでも健康でいられるよう、ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツライフの推進による心と体の健康都市づくりに取り組む。また、東京2025デフリンピック大会の開催によって深まった障がいの有無に関わらない相互理解を促進し、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツを通じた多様性を尊重する共生社会の実現を目指す。

文化については、「文化の薫り高い三鷹」をめざして、三鷹市ゆかりの文学者を顕彰するなど、芸術文化のまちづくりを推進するとともに、文化財を含む三鷹の文化遺産の保護・活用については、令和8年4月に施行した「三鷹まるごと博物館条例」に基づき、三鷹歴史文化財展示室「みたかえる」及び大沢の里郷土文化施設を拠点として「三鷹まるごと博物館」事業を推進する。

市制施行80周年事業として行うデジタルアーカイブを基盤とした『新・三鷹市史（仮称）』の編さんについては、「『新・三鷹市史（仮称）』編さん基本方針」に基づき推進する。

2 三鷹市生涯学習プラン2027

「三鷹市生涯学習プラン2027」は、「ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく、心豊かな社会をつくる」ことを基本目標に掲げ、「人生100年時代」において、一人ひとりの市民が各々のライフスタイルやライフステージに合った生涯学習活動を通し、生きがいの発見や自己実現を図るとともに、生涯学習の成果を活かした地域での活動がまちへの愛着を育み、住み続けたい魅力あるまちづくりへと繋がることをめざすため、次の4つの基本施策を展開することにより、市民との協働による生涯学習の推進に取り組む。

計画の基本施策

(1) まなびたい～生涯学習の機会の提供～

人生100年時代において、すべての人が、いつでも学ぶことができるように、それぞれのライフステージ及び学びの段階に応じた学習の機会の提供を進めた。また、領域別においても多様な学びの機会を充実するため、市民一人ひとりの学習ニーズを満たし、地域の課題解決に役立つような様々な領域における学習の機会の創出に取り組んだ。

(2) ふかめたい～自主的な学習活動の支援～

市民が自ら気軽に学べるように、多様な個人及び団体の主体的な学習活動に対して支援を行う。また、子育て世代の学習活動への参加を拡大するために保育付講座を開催し、高齢者・障がい者など自主学習グループの活動を推進するとともに、新たな自主グループづくりの支援を推進するなど、あらゆる市民の生涯学習活動の支援を進めた。

(3) いかしたい～「学びと活動の循環」の創出～

「みたか地域ポイント」等を活用しながら、さまざまな学習の機会を通じて知識や技術を習得した人財を活かすための幅広い分野でのボランティア等を育てるとともに、市民が市民講師等として学習成果を地域に還元できる仕組みを構築する。さらに、地域活動を通じて新たに生じた学習ニーズを満たすために再び生涯学習の場に戻るといった、「学びと活動の循環」の創出に取り組んだ。

また、学校3部制の考え方を踏まえ、中学校を活用した生涯学習講座の開催など学習機会のさらなる拡充を図った。学校・家庭・地域との連携による生涯学習を通じて、大人と子どもの学びあいを促進し「世代間の学びの循環」を生み出すよう取り組んだ。

(4) つながたい～生涯学習の基盤づくり～

生涯学習センターを拠点とし、三鷹市内にある様々な機関と連携し、学びの基盤を作る。さらに、市民にとってわかりやすい情報を提供するとともに、学びに関するコーディネート機能の充実に向け情報交換会を開催した。また、三鷹市内におけるすべての生涯学習関連講座、イベント等の情報の一覧化に向け取組を推進した。

3 三鷹市スポーツ推進計画2027

「三鷹市スポーツ推進計画2027」は、「希望あふれるスポーツのまち三鷹 ～スポーツを通じた「健康都市づくり」「多様性を尊重する共生社会」をめざして～」を基本理念として、「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」スポーツに親しむ環境を充実し、市民がスポーツを生涯の友にし、心と体がいつまでも健康でいられるよう、ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツライフの推進による心と体の健康都市づくりに取り組む。

また、市民のスポーツへの関心を高め、ボランティアマインド、障がいの理解、平和の希求、人権の尊重、豊かな国際感覚をもった取組の推進等を通じて、多様性を尊重する共生社会の実現を目指す。

計画の基本目標

基本理念を実現するために、3つの目標を掲げ、施策を推進している。

(1) スポーツに親しむ環境の充実

令和7年7月から井ログ라운드의供用を開始するとともに令和8年3月には大沢総合グラウンドサッカー・ラグビー場のリニューアル、ボール遊びエリア等の新設を行ったほか、関係団体や利用者の声を踏まえた効率的な運営について、三鷹市スポーツ施設条例等を改正し、利用方法の見直し等を実施している。

また、広報・市ホームページやSNS等を活用し、市民に向けた積極的な情報発信を行うなど、スポーツに親しむ環境の充実を図った。

(2) だれもが目的に応じて楽しめるスポーツライフの推進

子ども・働く世代・子育て世代・高齢者、団体・個人、障がいの有無にかかわらず、市民が生涯にわたり継続的かつ計画的に運動に取り組めるよう、2025みたかスポーツフェスティバルの開催や親子で参加できるスポーツ教室を開催するなど、多様なライフステージやライフスタイルを踏まえた環境整備に取り組み、市民の運動へのきっかけづくりとスポーツ機会の充実を図った。

(3) スポーツを支える人財育成とスポーツを通じた地域の活性化

地域におけるスポーツ活動を支えるため、スポーツボランティア（みたかスポーツサポーターズ）の研修や交流会を開催したほか、スポーツ施設の指定管理者であるスポーツと文化財団との共催事業を多く実施することで連携強化及び活動の推進を図った。

また、東京2025デフリンピック大会観戦バスツアーやデフバレーボール女子日本代表選手との交流事業、パラリンピアンによる車いすバスケットボール体験会を開催するなど、スポーツを通じた地域の活性化を推進した。